

第四次

取手市男女共同参画計画

令和 4 年度～令和 8 年度

取手市

はじめに



取手市は、総合計画の基本構想の一つである「自主・自律、未来をひらくまちづくり」において、「男女平等意識の定着を図り、男性も女性もお互いの人権を尊重し協力しあう社会の実現を目指す」としています。

取手市では、平成 11 年の男女共同参画社会基本法の施行後、平成 12 年より「第一次取手市男女共同参画基本計画」を策定し、今回の第四次計画まで 20 年以上にわたり積極的に施策を展開してきました。

この間、国においては「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備をさらに進めています。

世界的にも男女共同参画社会の実現に向けた動きは加速し、平成 27 年の国連サミットにおいて「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、その目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

こうした中、少子高齢化のさらなる進展や、多様性を尊重する人権意識の高まりの中で、男女共同参画をめぐる地域社会の課題も大きく様変わりしています。また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、女性など社会的に弱い立場にある人たちへの影響も顕在化しています。

本市では、こうした社会状況の変化や男女共同参画意識調査の結果等を踏まえ、これまで各施策の指針としてきた「第三次取手市男女共同参画計画」を継承しながらも、さらなる推進を図るため、今回「第四次取手市男女共同参画計画」を策定しました。

第四次計画では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策や人権尊重意識の啓発などの取り組みを新たに設定しました。一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分発揮できる「誰もが自分らしく輝けるまち取手」を築いていくための施策を引き続き展開してまいります。

本計画の推進には、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要です。皆さまには、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱意をもって広範囲な分野にわたり真摯に審議を重ねていただきました取手市男女共同参画審議会の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

取手市長 藤井 信吾

目 次

第1章 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・1

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 前計画の進捗と評価・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 男女共同参画に関する市民・事業所意識・・・・・・・・・・・・5

第2章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・9

- 1 取手市が目指している男女共同参画社会の姿・・・・・・・・・・9
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・14

第3章 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・16

基本目標と主要課題

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり・・・・・・・・・・16

- 主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大・・・・・・・・16
- 主要課題2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備・・・・・・・・21
- 主要課題3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進・・・・28

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり・・・・・・・・36

- 主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり・・・・・・・・36
- 主要課題5 様々な困難を抱える人々への
男女共同参画の視点に立った支援・・・・・・・・44
- 主要課題6 生涯にわたる健康の支援・・・・・・・・55
- 主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災対策・・・・・・・・59

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・・・・・・・・64

- 主要課題8 男女共同参画の視点に立った意識改革・・・・・・・・64
- 主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進・・・・70

第4章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・76

- 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・76
- 取手市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・79
- 取手市男女共同参画推進条例施行規則・・・・・・・・・・・・85

資料編	91
第四次取手市男女共同参画計画策定までの経過	92
諮問	93
答申	94
取手市男女共同参画審議会委員名簿	95

第 1 章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しており、21 世紀における重要課題と位置付けています。

国では、令和 3 年度からの第 5 次男女共同参画基本計画の推進に当たり、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、一人ひとりの尊重、能力発揮、意思決定への参画」を、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」を課題に掲げ、施策に取り組むこととしています。

市では、平成 12 年（2000 年）3 月に「取手市男女共同参画基本計画・女と男ともに輝くとりでプラン（以下「第一次計画」という。）」を策定し、改訂を重ねながら、様々な男女共同参画に関する施策を進めてきました。この間、平成 17 年（2005 年）1 月には、「取手市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、市、市民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいくことを明らかにするとともに、より一層の推進を図ってきました。

これまでの取り組みにより、市の職員の管理職や審議会委員等の女性割合、生涯にわたる男女の健康支援策の成果指標値の進捗率は大きく高まりました。一方で、固定的な性別による役割分担意識はいまだ男女間で意識の差があり、地域活動において物事を決める過程への女性の参画は低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けた施策を進めていく必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、さらに男女共同参画を推進するため、「第四次取手市男女共同参画計画」を策定するものです。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市の推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市の基本計画としても位置付け、男女共同参画の推進にとって重要な要素である女性の活躍推進や配偶者等からの暴力の防止などの充実を図ります。

2 前計画の進捗と評価

これまで、市では計画で位置付けた 286 の事業に対し、所属課による自己評価を毎年実施し、「取手市男女共同参画審議会」で第三者による審議、意見の抽出後、「取手市男女共同参画庁内推進会議」にて評価を行い、評価結果を踏まえた全庁的な改善を図ってきました。

以下は、所属課による事業評価を主要課題ごとにまとめた令和 2 年度(2020 年度)の実績及び、平成 29 年度(2017 年度)から令和 2 年度(2020 年度)における数値目標の進捗状況の主な結果と総合的な評価です。

■基本目標 1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり						
		実施済みで十分に成果を上げている	実施済みで成果を上げている	実施済みであるがあまり効果が上がっていない	未着手もしくは実施が困難な状況にある	計
		A	B	C	D	
1: 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	件	11	16	0	0	27
	%	40.74%	59.26%	0.00%	0.00%	
2: 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり	件	40	26	0	0	66
	%	60.61%	39.39%	0.00%	0.00%	
3: 生涯にわたる男女の健康の支援	件	25	7	0	0	32
	%	78.13%	21.87%	0.00%	0.00%	
合計	件	76	49	0	0	125
	%	60.80%	39.20%	0.00%	0.00%	

項 目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	備考
配偶者等からの暴力による被害に関する相談件数	21件 (延32件)	22件 (延33件)	17件 (延72件)	13件 (延21件)	26件 (延28件)	21件	子育て支援課調べ
地域子育て支援センター利用者数	48,305人	46,108人	42,779人	38,836人	9,408人	50,000人	子育て支援課調べ
乳がん検診受診率	10.2%	9.8%	12.3%	13.6%	9.1%	12.0%	保健センター調べ
プレママ・プレパパ教室参加者数	253人 (実人数)	278人 (実人数)	228人 (実人数)	224人 (実人数)	214人 (実人数)	300人 (実人数)	保健センター調べ

※H27 参考値(第三次計画策定時点での最新値)

事業に対する所属各課の評価は高くなっています。なかでも主要課題3「生涯にわたる男女の健康の支援」については、性別や年齢、ライフステージに応じた健康づくりを支援し、十分な成果を上げてきました。（高校生の男女を対象に望ましい時期に妊娠、出産が出来るよう健康な身体づくりやライフプランについて考える「レッツトライ高校生講座」の実施。女性ががん検診を受診しやすいよう少人数制や託児付きで女性スタッフが対応など）

一方で主要課題1「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」に関しては、成果はあげていますが、B評価の割合のほうが若干高くなっています。暴力の根絶を目指したDV防止の啓発がより重要となり、引き続き被害者が安心して相談しやすい体制づくりを関係機関と連携して取り組んでいくことが必要です。

■基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革						
		実施済みで十分に成果を上げている	実施済みで成果を上げている	実施済みであるがあまり効果が上がっていない	未着手もしくは実施が困難な状況にある	計
		A	B	C	D	
4: 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	件	17	20	0	0	37
	%	45.95%	54.05%	0.00%	0.00%	
5: 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	件	7	14	0	1	22
	%	31.82%	63.64%	0.00%	4.54%	
6: 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進	件	29	16	0	0	45
	%	64.44%	35.56%	0.00%	0.00%	
7: 国際社会の取り組みへの理解と協力	件	8	0	0	0	8
	%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
合計	件	61	50	0	1	112
	%	54.46%	44.64%	0.00%	0.89%	

項 目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	備考
防災訓練の女性参加率	10.0%	13.0%	13.0%	24.8%	18.8%	20%	安全安心課調べ
自主防災会の女性会長の割合	3.4%	3.4%	2.2%	0.0%	0.0%	10.0%	安全安心課調べ
市の各種審議会等における女性委員の割合	26.0%	27.4%	27.6%	28.4%	29.5%	30%以上	市民協働課調べ
市政協力員における女性の割合	6.2%	10.8%	7.2%	4.9%	4.9%	20%	市民協働課調べ
市の管理職員のうち、女性職員の割合	6.4%	8.2%	7.5%	13.3%	13.4%	10%	人事課調べ
市の係長以上職員のうち、女性職員の割合	10.6%	13.7%	14.3%	19.3%	20.1%	15%	人事課調べ
市の女性消防団員数	16人	21人	20人	23人	21人	22人	消防本部 総務課調べ
市防災会議の委員に占める女性の割合	3.4%	2.3%	2.3%	2.3%	11.6%	10%	安全安心対策課調べ

※H27 参考値（第三次計画策定時点での最新値）

事業に対する所属各課の評価は概ね高くなっています。しかし、主要課題5「政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大」に関しては、成果はあげていますが、B評価の割合のほうが高くなっており、D評価も1件ありました。

市の職員の管理職や審議会委員等の女性割合が上昇する一方、町内会や防災などの地域活動における意思決定過程での女性参画率は低くなっています。防災訓練の女性参加率や女性消防団員数の上昇など効果をあげている面もあるため、地域活動における女性の参画を推進するための啓発の継続と地域づくりにおいて女性の能力が十分に発揮される機会の創出が必要です。

■基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備						
		実施済みで十分に成果を上げている	実施済みで成果を上げている	実施済みであるがあまり効果が上がっていない	未着手もしくは実施が困難な状況にある	計
		A	B	C	D	
8: ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様な働き方の実現	件	11	25	0	0	36
	%	30.56%	69.44%	0.00%	0.00%	
9: 商業・農業等における男女共同参画の推進	件	4	1	0	0	5
	%	80.00%	20.00%	0.00%	0.00%	
10: 起業・再就職に対する支援	件	2	6	0	0	8
	%	25.00%	75.00%	0.00%	0.00%	
合計	件	17	32	0	0	49
	%	34.69%	65.31%	0.00%	0.00%	

項 目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	備考
延長保育を実施している保育所の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	子育て支援課調べ
市職員のうち男性の育児休業取得率	0%	13.3%	5.9%	20.8%	21.7%	10%	人事課調べ
農業委員会委員に占める女性の割合	4.0%	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	11.5%	農業委員会調べ
Match-hako(※1)における起業支援相談者のうち女性の割合	0%	20%	58%	25%	62.5%	30%	産業振興課調べ
新規起業者数	12件	64件	87件	104件	120件	365件	産業振興課調べ
(※1) 取手駅前にワタシの街の起業支援Match(マッチ)の中核的施設である起業支援型のレンタルオフィス。 平成28年2月開設。							

※H27 参考値（第三次計画策定時点での最新値）

基本目標 1 と 2 と比較すると、基本目標 3 については A 評価が付いた割合が一番低くなっています。分析すると、対事業所向けの施策について十分な成果が上がっていないという結果が出ていました。多様な働き方のための支援やワーク・ライフ・バランスを可能とする働き方の見直しなど事業所向けに効果的な事業を行う必要があります。

3 男女共同参画に関する市民・事業所意識

令和 2 年度（2020 年度）に、市内に居住する 18 歳以上の男女 2,500 人及び 10 人以上の従業員を雇用する 615 か所の市内事業所に対し、男女共同参画に関する意識調査を行った結果、様々な課題が明らかになりました。これらの課題は、この計画に掲げる関連施策の取り組みを進めることで解決を目指します。

（→意識調査結果全容は取手市ホームページに掲載）

取手市ホーム
ページ→



■男女の生き方や家庭生活に関する意識について

（市民意識調査結果）

- ・「子どもが小さいうちは、母親が仕事をしないで育児に専念したほうがよい」という考え方に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は男女で比較すると男性のほうが高い傾向にありました。また、「家事や育児、介護は男女で分担したほうがよい」という考え方に関して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合は女性のほうが高い傾向にあるなど、家事や子育ての分担に関する考え方について男女間で意識の差がありました。
- ・男女の地位の平等に関する考えについては、「学校生活」における男女の地位を「平等」と思う割合は高く、「職場」や「社会全体」での平等感が低い傾向は前回調査

時の5年前（平成27年度・2015年度）と変わっていませんでした。

・女性の「家事」に費やす時間（平日）について、未婚女性の家事時間と比べて既婚女性の家事時間は平均で2.2時間多いという結果でした。この傾向は前回調査時と同じでした。

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

（市民意識調査結果）（事業所意識調査結果）

- ・男性の育児休業の取得について、市民意識調査では男女ともに約7割が取得を推奨する傾向にありました。事業所においては、「取得には賛成だが、現実的には厳しい」という回答が54.9%で一番多い回答でした。一方、子どもがおり、就業している人の回答において、実際に育休を取得しなかった理由の上位は、「仕事が忙しい」「職場で取りにくい雰囲気」でした。
- ・男女がともに家事・育児・地域活動等に参加していくために必要なことを尋ねたところ、市民の回答は「家事などの分担について夫婦や家族間で話し合い、協力すること」、「休暇を取りやすい就労環境の整備」、「労働時間短縮や休暇制度の普及」の順で多くなっていました。また、事業所にワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題を尋ねたところ、回答は「業務量に対する要員不足」「管理職・従業員の意識改革や風土の醸成」の順で多くなっていました。

■就業・職場に関する意識について

（市民意識調査結果）（事業所意識調査結果）

- ・市民に現在の職場が抱える問題について尋ねたところ、「男性が育休を取得しづらい」が一番多い回答でした。この回答は男性の回答率が22.5%と女性の回答9.2%と比べて回答比率が多くなっていました。
- ・事業所に女性管理職登用を促進するうえでの課題を尋ねたところ、「家庭生活（家事、育児、介護等）の負担を考慮する必要がある」、「特に課題はない」、「女性自身が管理職になるのを希望しない」の順で回答が多くなっていました。

■子どもへの男女共同参画教育について

（市民意識調査結果）

- ・学校教育の中で男女平等を進めるための取り組みとして何に力をいれるべきか尋ねたところ、「男女の平等と相互理解について学習する授業を行う」が一番多い答えでした。今回新たな回答選択肢として「性的少数者について理解を深める機会を設けたり、制服の自由選択や相談室設置などの支援体制を整える」を設けたところ、第4位の回答で42.1%が力を入れるべきと回答しました。
- ・新規設問として、家庭で子どもに対する男女共同参画意識づくりにどのようなこと

を心がけるかを尋ねたところ、「性別等に関わらず、家事や子育てについての知識を身につけさせる」が一番多い回答でしたが、この回答には男女の意識差があり、女性の方が15.1%男性より多く回答していました。

■地域活動、防災・避難について

（市民意識調査結果）

- ・新規設問として、防災や災害復興対策に男女共同参画の視点を取り入れるためにはどのような施策が必要かを尋ねたところ、一番多かった回答が65.4%で「女性や乳幼児、介護が必要な人、障害者などに配慮した避難所機能を確保しておく」次に多かったのが61.4%で「備蓄品について、女性や乳幼児、介護が必要な人、障害者などの視点を取り入れる」の回答でした。この上位2つの回答は男女間で差があり、女性の方がそれぞれ16%程度多く回答しており、女性の関心の高さが窺えました。

■配偶者等からの暴力について

（市民意識調査結果）

- ・どのようなことを暴力だと感じるかの設問について、すべての項目について女性の数値が男性の数値を上回りました。経済的、精神的な暴力について暴力を感じる回答率が前回の数値を上回ったことも特徴のひとつです。
- ・DVを受けたことがある人に相談したかを尋ねる設問では、前回は52.0%が「相談した」と答えたの対し、今回は29.7%にとどまるという結果が出ました。相談できなかった人は男性で8.0%に対し、女性は14.9%でした。
- ・新規設問として、DV防止や被害者支援のために必要な対策を尋ねたところ、「いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備」が第1位、「家庭内でも暴力は犯罪であるという意識の啓発」が第2位でした。1位のシェルターの整備について、女性の回答割合は男性に比べ17.6%多いという結果が出ました。

■人権・性的少数者について

（市民意識調査結果）（事業所意識調査結果）

- ・「セクシャルハラスメント」や「パワーハラスメント」について、事業所に従業員からの相談事例があったかを尋ねたところ、「セクシャルハラスメント」が4.9%、「パワーハラスメント」が14.2%の事業所で相談があったという結果が出ました。一方、市民調査において、過去3年間で被害を受けたか尋ねたところ、「セクシャルハラスメント」は男性2.7%、女性15.1%、「パワーハラスメント」は男女に差はなく全体で22.9%が被害にあったと回答しています。被害にあっても相談できない、相談していないのが現状と推測されます。

- 新規設問として、性的少数者に関する質問をしたところ、およそ8割の人が言葉の意味を認知し、3割が自分や自分の周囲に関わりがある問題として意識したことがあると回答しました。また、性的少数者の人権を守るために必要な取り組みについては、「児童や生徒に対する正しい理解のための授業や校内での性的少数者の人権を尊重した学校教育」が55.7%と最も多い回答でした。

■男女共同参画に関する取り組みについて

（市民意識調査結果）（事業所意識調査結果）

- 市民の男女共同参画に関する言葉や施策の認知度は、前回調査時と認知度上位は変わらない傾向にあります。取手市の施策について若干認知度が増加しましたが、依然認知度は低い状況にあります。
- 取手市が力を入れるべきことについて市民に尋ねたところ、前回調査時の第1位、2位は変わらず、「男女が共に働きやすい就業環境の整備」と「各種保育や子どもクラブ、介護サービスなど仕事と家庭生活等の両立支援」でした。事業所の回答で多かった上位も子育て・介護施設やサービスの充実であり、仕事と家庭生活等を両立させるための施設やサービスが市民・事業所ともに多く求められていることがわかりました。

第2章

計画の基本的な考え方

1 取手市が目指している男女共同参画社会の姿

「多様な生き方を認め合い、

誰もが自分らしく輝けるまち取手」を目指して

取手市が目指す男女共同参画社会とは、

すべての人が家庭・地域・職場のあらゆるところで

- 性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、個人としての人権が尊重され
- 男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択でき
- 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され
- 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるよう

心豊かに、自分らしく輝いて暮らせる活力ある社会です。

※「参画」とは…

単にその場に加わる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。誰もが一緒に考え、話し合っ物事を決め、実行していくことです。

家庭では

○家族がお互いを尊重し、お互いの立場を理解し、助け合って暮らします。家族みんなで話し合い、家事・育児・介護など協力して行います。

地域では

○高齢者も若者も、そこに住むみんなが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。

学校では

○性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

職場では

○男女が共に働きやすく、能力を発揮することができる 職場環境が整い、誰もが家庭生活や地域活動を大切にしながら働きます。

参考

〔男女共同参画社会基本法〕とは

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られました。家庭生活だけでなく、政策・方針決定過程への参画や、その他の活動においての基本的平等を理念としています。また、それに準じた責務を政府や地方自治体に求めています。

〔取手市男女共同参画推進条例〕とは

男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的としています。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「取手市男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく推進計画です。
- (3) この計画の一部(基本目標2の一部)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画です。
- (4) この計画は、「取手市第六次総合計画」のまちづくりの基本方針の一つとして、他の方針との整合性を確保した計画です。
- (5) この計画は、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (6) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画です。
- (7) この計画は、国際社会共通の目標「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を反映させた計画です。

持続可能な開発目標 SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、2015年の国連サミットで採択された、2030年までにによりよい世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。



3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間
(2022年) (2026年)

4 計画の基本目標

本計画は、男女共同参画社会実現のために、「多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく輝けるまち取手」を目指して、3つの基本目標を設定しています。

また第三次取手市男女共同参画計画策定後の社会情勢の変化や男女共同参画の進捗の状況、市民・事業所意識調査結果を踏まえ、今回の計画において特に積極的に取り組む項目を「重点」としています（「重点」項目については14・15頁「5 計画の体系」に掲載しています）。

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

- 政策・方針決定過程への参画など、性別に関わりなく誰もがあらゆる分野において参画し活躍することができる社会となるよう、男女共同参画の促進に努めていきます。
- 働く意欲のある人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう、雇用や就業環境における男女共同参画を推進します。また仕事と生活の両立ができるよう、子育て・介護支援体制等の整備・充実やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の定着を図ります。
- 誰もが協力して家事や育児、介護、地域活動を行えるよう、性別による固定的役割意識を見直すとともに、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進します。また身近な暮らしの場である「地域」が抱える問題解決のため、性別に関わりなく誰もが協力して担い手となれるような取り組みを推進し、地域の活性化につなげます。

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

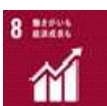
- 男女間の暴力のみならず、あらゆる暴力やハラスメントを許さない社会づくりのための取り組みを進めます。
- 生活上の様々な困難に陥りやすい状況におかれている人々（ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等）が、安心して地域で暮らし続けることができるようにするため、男女共同参画の視点に立った支援を行います。
- 生涯を通じた健康支援とライフステージに応じた健康づくりに関する知識の習得を図れるよう取り組みます。

- 日本各地において甚大な被害をもたらしてきた地震や集中豪雨などの災害時に、避難所などにおいて男女共同参画の視点が不十分である事例が報告されています。そのため、防災の分野において男女共同参画の視点を取り入れ、地域に根差した防災体制の確立を推進します。

基本目標３ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 前計画まではあらゆる人が男女共同参画の必要性について認識できるよう、意識づくりを行ってきましたが、今計画では、さらなる男女共同参画社会の実現のため、人々の男女共同参画に関する意識改革を推進します。いまだに人々の意識に根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消に向け、家庭、地域、学校、職場など多くの場を通じて、広報活動や学習機会の提供などに積極的に取り組んでいきます。また、一人ひとりの人権が尊重され、多文化共生など多様な生き方を認め合う社会を目指した政策を推進します。
- 個人の生き方や考え方が多様化する中、男女共同参画社会を実現するために子どもの頃からの男女共同参画意識を育む教育と、ライフステージに応じて誰もが多様な生き方を選択することができるような学習機会の提供を推進します。

5 計画の体系

基本目標		主要課題	施策の方向性
1 誰もが輝き活躍できる社会づくり 【女性活躍推進法の推進計画】		1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大 重点	(1)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大 (2)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進
		 	(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進
		2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備 重点	(4)ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現
		  	(5)子育て・介護支援体制の整備・充実
		3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進 	(6)家庭生活における男女共同参画の推進
		 	(7)地域社会における男女共同参画の推進
			(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進 重点

基本目標	主要課題	施策の方向性
2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	4 あらゆる暴力を許さない社会づくり (取手市DV対策基本計画含む) 	(9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援 【取手市DV対策基本計画】
	 	(10)安心して相談できる体制の充実 【取手市DV対策基本計画】
		(11)あらゆる暴力やハラスメントの防止
	5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	(12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備
	 	(13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	 	(14)障害のある人々の自立した生活に対する支援
	6 生涯にわたる健康の支援	(15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備
	 	(16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり
	7 男女共同参画の視点に立った防災対策	(17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援
		(18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	8 男女共同参画の視点に立った意識改革	(19)災害対策への男女共同参画の視点強化
	  	(20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大
	9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
	 	(22)人権尊重意識の啓発
		(23)国際社会の取り組みへの理解と協力
		(24)子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発 
		(25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

第3章

計画の内容

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

【女性活躍推進法の推進計画】

主要課題1

政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大



＜現状と課題＞

男女共同参画の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が「参加」するだけでなく、対等な構成員として意識形成の段階から「参画」する必要があります。女性は様々な分野で活動していますが、政策・方針決定過程への参画はまだ十分でないのが現状です。

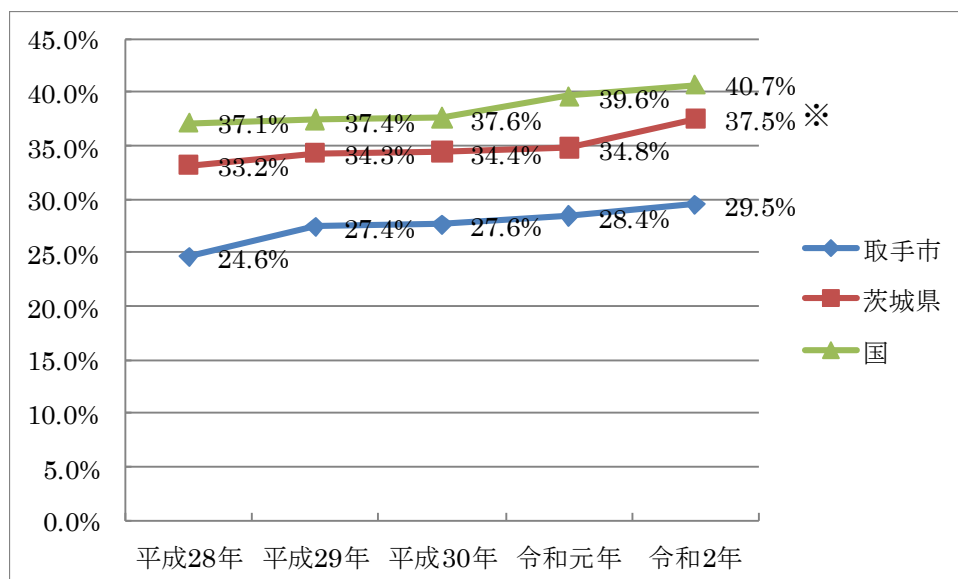
本市の各種審議会等委員における女性の割合は、令和2年度は29.5%で、5年前の平成28年度の26.4%と比較すると増えていますが、低い水準にとどまっています。また、本市で管理職地位にある職員に占める女性の割合は、令和2年度において13.4%でした。職員を対象に実施したアンケート(令和3年3月)によると、職場における女性の管理職の割合については、「少ない」と感じている職員が全体の3割程度おり、女性管理職が増えると「市の施策や意思決定に女性独自の視点が加わる」「より女性が働きやすい職場環境になる」といったメリットについて多く回答がありました。

茨城県における民間企業・公務員等の女性管理職の状況については、平成29年総務省「就業構造基本調査」を基に茨城県が作成したデータによると、管理職全体に占める女性割合が14.2%（全国平均14.8%）でした。自治体はもちろんのこと、企業や団体などにおいても女性の参画拡大に向けて、慣例の見直しや積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進など、組織の意識改革を図っていく必要があります。

また、地域社会は老若男女で構成され、家族と共に私たちにとって最も身近な暮らしの場です。誰もが住みやすいまちづくりを行うためには、地域活動に老若男女が参画し、役割を担い、地域における男女共同参画を推進していくことが必要です。

従来の慣習や固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、能力や実績に基づいた適材適所の登用を進めること、また、女性自身が物事を決める場面や様々な分野に積極的に参画するよう男女双方の意識改革を促し、誰もが自身の希望に応じて活動に参加できる社会としていくことが必要です。

審議会等における女性委員の占める割合（目標の対象である審議会委員）



資料：市民協働課 ※茨城県令和2年度37.5%…速報値

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（取手市）

役職名	男性（人）	女性（人）	合計（人）	男性割合	女性割合
部長・参事	10	2	12	83.3%	16.7%
次長・参事補	14	3	17	82.4%	17.6%
課長・副参事	47	6	53	88.7%	11.3%
課長補佐	76	17	93	81.7%	18.3%
係長・主査・主任	149	61	210	71.0%	29.0%
主幹・主事・係員・ 技能労務職 等	195	198	393	49.6%	50.4%
合計	491	287	778	63.1%	36.9%

資料：取手市特定事業主行動計画(人事課) 令和2年4月1日現在

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
市の各種審議会における女性委員の割合	29.5%	35.0%以上	市民協働課
市の管理職のうち、女性職員の割合	13.4%	25.0% ※特定事業主行動計画 令和7年度目標値より	人事課・特定事業主 行動計画

施策の内容

(1) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
1	市の各種審議会等への女性登用の促進・登用率の向上	市の各種審議会等への女性の積極的な登用を促進します。特に女性委員のいない審議会等をなくすことを目指し、女性の参画拡大を図ります。	市民協働課
2		市の各種審議会等への女性の参画状況を定期的に調査し、結果を公表することで、市職員や市民の意識の啓発を図ります。	市民協働課

(2) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置（ポジティブアクション）の推進

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
3	管理職への女性の積極的登用	人事評価制度に基づき、能力や適性を性別にとらわれず公正に評価した上で、女性職員の管理職への積極的な登用に取り組みます。	人事課
4	女性活躍推進に向けた体制の構築	管理職としての能力開発に向けた育成体制を充実させるための管理職研修や仕事と家庭の両立支援講座などへ女性職員が	人事課

		多く参加できるよう、保育所等の女性職員が多い職場の女性職員が受講しやすい時間帯に研修を設定するなど工夫をします。また、女性管理職向けや女性活躍推進に関する研修についての情報を市民協働課と共有し、女性職員に受講を積極的に働きかけます。	
5		女性職員を対象とした県主催の「キャリアデザイン講座」に職員を派遣し、女性職員が長期的な視野でキャリアデザインを描けるよう、意欲の向上を図ります。	人事課
6		メンター制度（先輩職員による若手職員の育成支援制度）を活用し、女性職員独自の悩みなどに対し、先輩女性職員がサポートできる体制を充実させていきます。	人事課
7		男女共同参画に関する情報を定期的に提供し、職員の意識啓発を図ります	市民協働課

(3) 企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
8	企業への意識啓発の推進・女性活躍の支援	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や、女性管理職が活躍する企業を市ホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、企業における女性活躍推進の意識高揚を図ります。また、企業への男女共同参画視点での防災対策の啓発などを通じ、物事を決める場面における女性意見の組み込みの重要性や女性参画を推進します。	市民協働課
9		人材育成や、働く女性に関する法令・情報等を企業に提供し、女性の登用や活躍促進を支援します。	産業振興課、市民協働課
10		女性活躍を推進するため、一定規模以上の従業員を持つ企業に国が策定・周知等を義務づけている「一般事業主行動計画」について、国や県からの最新の制度情報や策定	市民協働課、産業振興課

		のための講習会・相談会情報等を企業に提供し、計画の策定を支援します。	
11	各種団体等における女性の参画促進	男女共同参画に積極的に取り組んでいるボランティア・NPO団体や、女性メンバーが活躍する各種団体等を市ホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、市民活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	市民協働課
12		ボランティア活動に取り組む人材を育成するための講座などを実施し、女性だけでなく、老若男女の市民活動への積極的な参加向上に努めます。	市民協働課、 社会福祉課（社会福祉協議会）
13	自治会等における女性の参画促進	男女共同参画に積極的に取り組んでいる自治会等や、女性メンバーが活躍する自治会等を市ホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、地域活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	市民協働課
14		各地区と行政のパイプ役である市政協力員を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、研修などの機会を通じて意識啓発を図ります。	市民協働課
15	男女共同参画のための女性リーダーの養成	女性団体等の人材育成や指導者の養成を引き続き支援していきます。	市民協働課
16		女性団体のネットワークづくりを推進し、市の男女共同参画事業を通じ、交流機会を充実させていきます。	市民協働課
17	市議会における男女共同参画の推進	政治分野へ女性が参画しやすくなるよう、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制整備を図ります（議会の欠席事由に出産、育児、介護、看護等を明文規定。育児や授乳できるスペースの確保等）。また、議員就任時にハラスメント防止研修を実施し、議員としての男女共同参画意識の啓発に努めます。これに加え、これから社会に出ていく子どもたちが議会・議員活動に	議会事務局

		対する関心を深められる取り組みを進めていきます（子どもが傍聴席に入れるように制度改正。中学生と議員との協働事業の実施）。	
--	--	--	--

主要課題2

持続可能で多様な働き方のための環境の整備



<現状と課題>

少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、育児や介護といった家庭生活における男女の関わり方が変化する中、仕事とそれ以外の活動とで希望するバランスを実現することが難しい状況になっています。

令和2年度市民意識調査の結果によると、男女ともに多くの人が仕事と生活の調和を理想として望んでいますが、現実には「家庭生活又は地域・個人の生活に携わりつつ、仕事を優先している」状況が男女とも最も多く、理想と現実には差があります。

子どものいる人といない人、子どもの年代、介護が必要な家族がいるかなど、ライフステージに合った多様な働き方が求められている中、仕事と生活の調和は、働く人にとっても企業にとっても双方に重要なことであり、お互いがメリットを感じられるよう推進していく必要があります。

職場や、家庭、地域などでの生活における様々な活動において、誰もが希望する時間の使い方で生活し、働きながら育児、介護をすることができるよう、多様で柔軟な働き方の推進や、誰もがお互いに協力して家庭や地域生活等での責任を分かち合うための取り組みが必要となっています。同時に、核家族化が進む中で、市は引き続き、子育てや介護に対する支援体制の充実を図っていくことも重要です。

少子高齢化社会では、農業などの自営業において、女性は重要な担い手となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京中心部に住む人の郊外や地方移住への関心が高まっていることもあり、テレワークやオンライン活用が進み、郊外や地方で働くことに新たな可能性も出てきています。

農業などの自営業分野への新たな参画と起業・再就職による更なる活躍を支援していくことで、多様な働き方が選択できる男女共同参画社会づくりを促進していきます。

誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、地域の活力と成長力を高めることにもつながり、持続可能な地域づくりを目指していくために、重要な課題です。

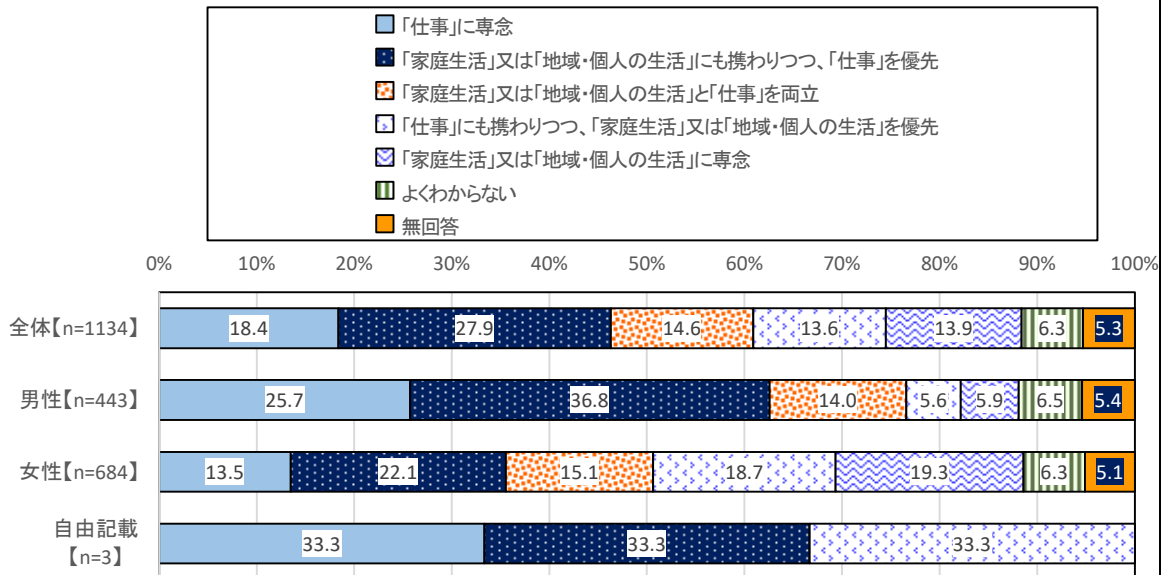
ワーク・ライフ・バランスの理想と現実(取手市)

問 12 あなたの「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」*の状況について、現実（現状）に最も近いもの、理想（希望）に最も近いものを選んでください。（現在、仕事をしていない方は今後のお考えをお答えください）（理想と現実それぞれに番号を1つだけ記入）

※用語の意味

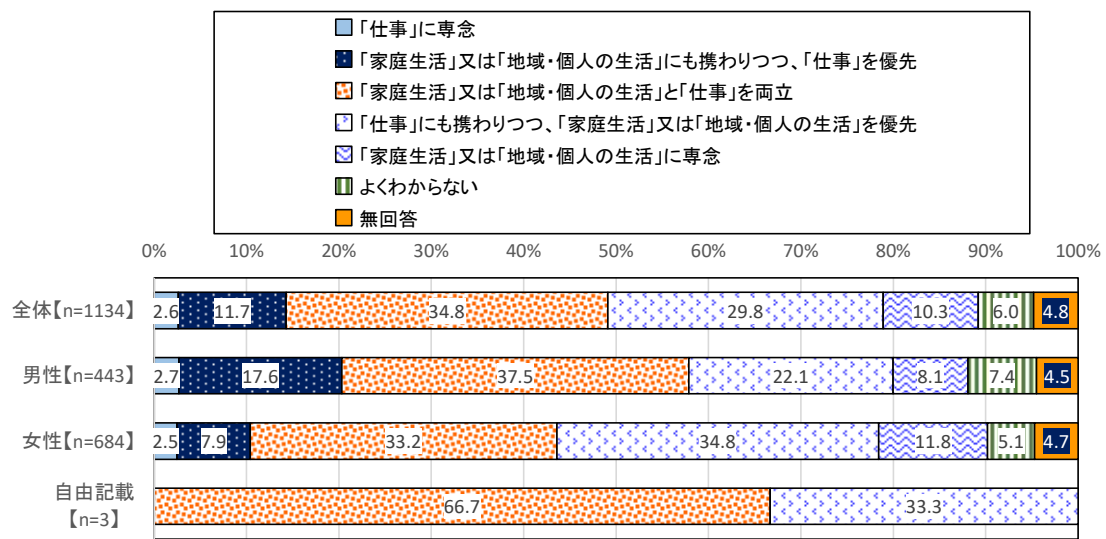
- ・「仕事」 …自営業主（農林漁業を含む）、家族従業、雇用者として週1時間以上働いていること。常勤、パート、アルバイトなどを問いません。
- ・「家庭生活」 …家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など。
- ・「地域・個人の生活」 …地域活動（ボランティア活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業も含む）、趣味・娯楽、スポーツなど。

①現実



資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

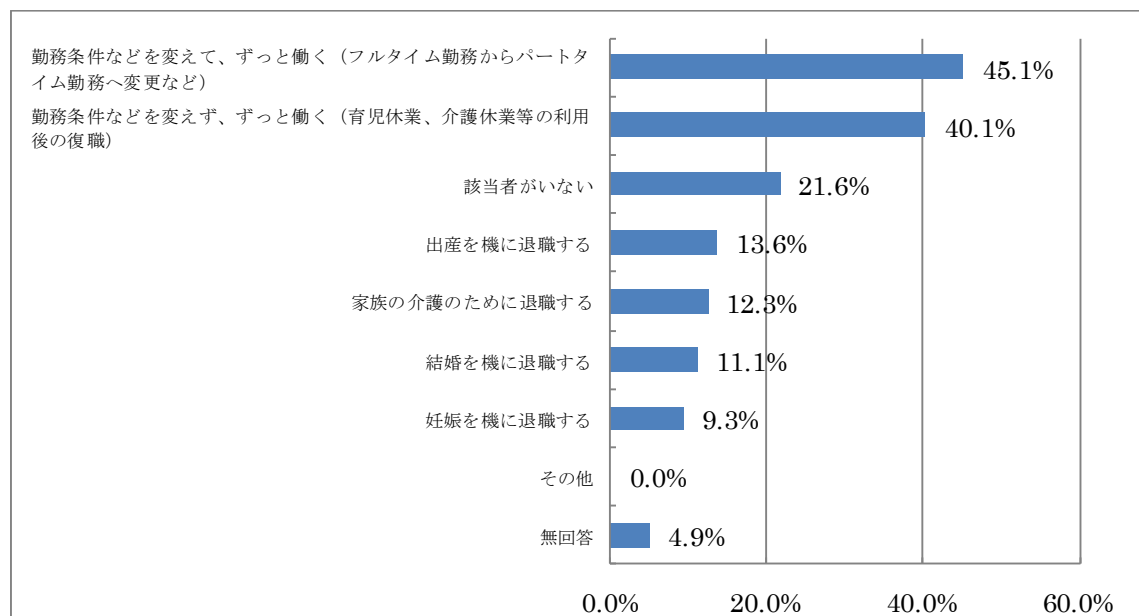
②理想



資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

女性従業員の結婚・妊娠・出産等時の働き方の選択の傾向（取手市）

問19 貴事業所では、女性従業員は、結婚や妊娠、出産、介護などのライフステージの節目に、どのような働き方を選ぶ傾向にありますか。（〇はいくつでも）【n=162】



資料：市民協働課 男女共同参画に関する事業所意識調査（令和2年）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度	43.8%	50%以上	市民協働課 (市民意識調査)
市職員の年次有給休暇 平均取得日数	12.5日	14.0日 ※特定事業主行動計画 令和7年度目標値より	人事課・特定事業主 行動計画

施策の内容

(4) ワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様な働き方の実現

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
18	市民・事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスについて、市広報やホームページなどを活用し、市民への意識啓発を図るとともに、市民一人ひとりがライフステージの各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供を行います。	市民協働課
19		関係機関と連携し、市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努め、事業所の積極的な取り組みを促進します。各事業所において、長時間労働の是正や育児・介護休業取得向上等の両立支援の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。	産業振興課、市民協働課
20	市職員へのワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取り組み	市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、研修等を通じて意識啓発を行います。	市民協働課、人事課
21		特定事業主行動計画に基づき、各種休暇・休業制度、育児・介護休暇制度が男女とも	人事課

		に偏りなく活用できるよう、仕事と家庭生活との両立を支援します。	
22	男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度についての情報提供や周知を図ります。	産業振興課、市民協働課
23	起業・再就職に対する支援	起業家支援を行う取手駅前「Match-haco」にて、創業スクールやセミナー等の開催を実施します。また、市内で活躍している企業が起業家の先輩として「起業応援団」となり、起業家を応援し、起業応援サービスや割引を提供します。	産業振興課
24		子育て等により離職し、再度の就労を希望する女性の再チャレンジを支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談、紹介、求人情報の提供等を実施します。	産業振興課
25		女性の再就職者が多い保育士に対し、市内保育施設への就職相談会等を実施し、再就職を支援します。	子育て支援課
26		保護者の求職活動や就学についても引き続き保育所の入所条件とし、安心して就職活動や、スキルアップのための就学ができるよう支援します。	子育て支援課
27	活力のある農業の実現に向けた男女共同参画の推進	「就農相談」を行い、性別を問わず新規で就農を希望する方を支援します。また、女性を含め、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族全員で話し合い、働き甲斐のある環境にするためのルール作りとして「家族経営協定」の締結を促進します。	農政課
28		軽トラ市開催やJA 茨城みなみの農産物直売を支援し、性別を問わず、農業者の活動を促進します。	農政課

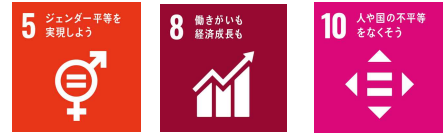
(5) 子育て・介護支援体制の整備・充実

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
29	安心して子育て・介護と仕事の両立ができる環境づくり	延長保育や休日保育、病児・病後児保育、一時預かり保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
30		ファミリー・サポートセンターを運営し、住民同士の助け合いにより、子育て家庭の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援します。	子育て支援課
31		市内全ての市立小学校で放課後子どもクラブを開設し、共働き家庭等の就労支援及び子ども達の健全育成を図ります。また、子ども達の放課後の居場所づくりの充実に努めます。	子ども青少年課
32		発達に支援が必要な就学児童が放課後や学校の長期休み期間中に利用する「放課後等デイサービス」において、生活能力向上のために必要な訓練等を提供し、自立を促進するとともに放課後の居場所を提供します。	障害福祉課
33		働きながら障害者を介護する家族の負担を軽減するため、障害福祉サービス（日中一時支援、短期入所事業等）の充実を図ります。	障害福祉課
34		地域包括支援センターが、個別の課題を解決するため、地域ケア個別会議を開催するなど、地域包括ケアシステムの推進に努めることで、高齢者だけでなく、高齢者を支える家族や介護者の負担軽減を図ります。	高齢福祉課
35		同じ介護の悩みを持つ仲間と語ったり、専門家から知識を学んでもらう場を提供する「介護家族の会」を市社会福祉協議会にて実施し、介護する家族の気持ちと身体の負担を軽減します。	高齢福祉課、 社会福祉協議会

36	育児休業・介護休業等の定着・普及の促進	市職員に対し、「子育てハンドブック」や庁内研修会において、育児や介護休業制度を周知し、制度の詳細についての職員全体の認知度を向上します。また、対象職員に対し個別に制度説明を行い、休業を必要とする職員が必要な期間の休業を取得しやすいよう支援します。	人事課
37		市職員の管理監督者に業務分担や周囲の職員の理解向上を図るよう促し、職員全員がリスク管理を意識して業務にあたる意識付けを図ります。	人事課
38		関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するように情報提供や啓発を行います。また、男性の育児・介護休業取得を促すのための意識啓発や情報提供を行います。	産業振興課、 市民協働課

主要課題3

家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進



＜現状と課題＞

令和2年度市民意識調査の結果によると家庭生活における男女の地位に関する意識については、「平等になっている」と感じている女性の割合は21.8%で男性より11.4ポイント低くなっています。また、家事・育児・介護に費やす1日あたりの平均時間はいずれも女性の方が多くなっています。特徴的だったのが、既婚・未婚別の結果です。平日において未婚女性は未婚男性の約2倍の時間を家事に費やしています。そして、既婚女性の結果を見ると、既婚男性の約5倍の時間を家事に費やしているという状況がわかりました。

地域社会とのつながりについて、市民意識調査の結果によると、「現在参加している地域活動はない」と答えた人が6割におよびました。一方、参加していると答えた人の状況を見ると、町内会や趣味・スポーツ活動などに参加している男女の割合はほぼ同じでしたが、保育所・幼稚園や学校でのPTA活動は男女で差があり、女性の方が男性より9ポイント多く参加している状況がわかりました。多数の市民が地域活動に参加していない状況であり、子育て家庭においては、男性がPTA活動といった子育てに関する地域活動に参加できていない状況がうかがえます。

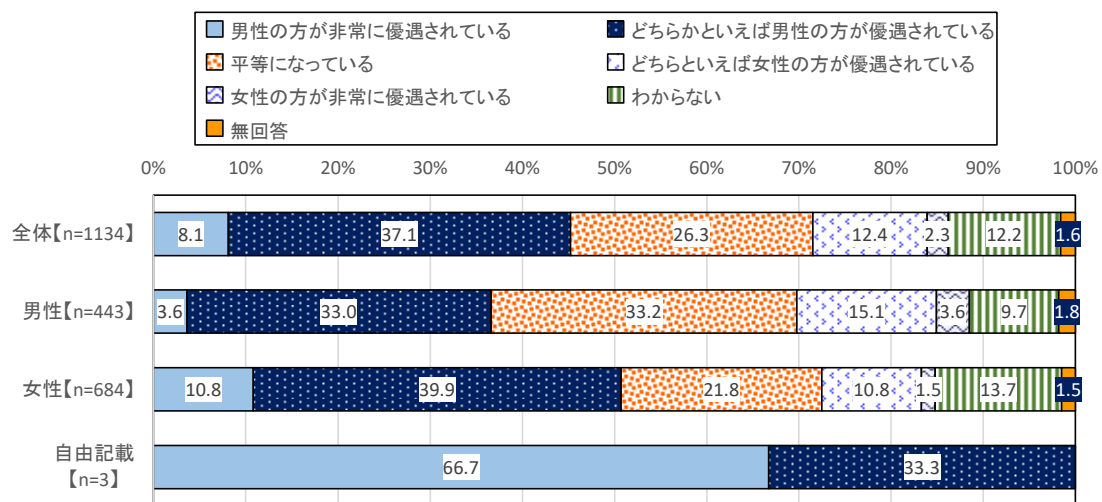
家庭において、核家族化が進む中で、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男性が家事、育児、介護に参画し、地域でのネットワークを築いていくことは重要であり、男女共同参画社会について男性の理解を深めるための働きかけが必要です。

地域社会では、少子高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者などの単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。身近な暮らしの場である「地域」が抱える問題解決のために、少しでも多くの人々が地域活動に参加でき、性別にかかわらず誰もが協力して担い手となることが、地域の活性化にとって大切なことです。

男女の地位に関する意識【家庭生活】（取手市）

問 10 次にあげる分野において、男女の地位はどのようなになっていると思いますか。（①～④についてそれぞれ該当する「1～6」に○を1つ）

①家庭生活



資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

家事に費やす平均時間〈1日あたり〉（取手市）

〈男女別〉

	平 日	休 日
全体【n=1077】	115.4 分（1.9 時間）	136.8 分（2.3 時間）
男性【n=421】	42.4 分（0.7 時間）	67.6 分（1.1 時間）
女性【n=652】	162.8 分（2.7 時間）	181.8 分（3.0 時間）
自由記載【n=2】	120.0 分（2.0 時間）	120.0 分（2.0 時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。（下表も同じ）

〈既婚未婚別〉

《未婚者（離婚・死別を含む）》

	平 日	休 日
全体【n=420】	60.8 分（1.0 時間）	80.5 分（1.3 時間）
男性【n=184】	39.3 分（0.7 時間）	51.1 分（0.9 時間）
女性【n=235】	77.6 分（1.3 時間）	103.4 分（1.7 時間）
自由記載【n=1】	60.0 分（1.0 時間）	0.0 分（0.0 時間）

《既婚者（事実婚を含む）》

	平 日	休 日
全体【n=646】	152.0 分（2.5 時間）	174.8 分（2.9 時間）
男性【n=231】	44.7 分（0.7 時間）	81.2 分（1.4 時間）
女性【n=414】	211.9 分（3.5 時間）	226.9 分（3.8 時間）
自由記載【n=1】	180.0 分（3.0 時間）	240.0 分（4.0 時間）

育児に費やす平均時間〈1日あたり〉（取手市）

〈男女別〉

	平 日	休 日
全体【n=139】	175.8 分（2.9 時間）	263.5 分（4.4 時間）
男性【n=50】	50.0 分（0.8 時間）	212.0 分（3.5 時間）
女性【n=88】	249.1 分（4.2 時間）	295.6 分（4.9 時間）
自由記載【n=1】	10.0 分（0.2 時間）	10.0 分（0.2 時間）

介護・看護に費やす平均時間〈1日あたり〉(取手市)
 <男女別>

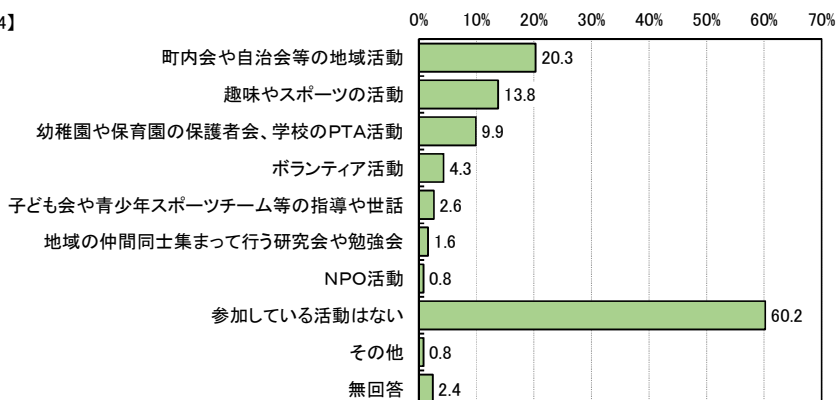
	平 日	休 日
全体【n=67】	108.9 分 (1.8 時間)	146.6 分 (2.4 時間)
男性【n=20】	49.5 分 (0.8 時間)	74.5 分 (1.2 時間)
女性【n=46】	131.8 分 (2.2 時間)	173.2 分 (2.9 時間)
自由記載【n=1】	240.0 分 (4.0 時間)	360.0 分 (6.0 時間)

資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

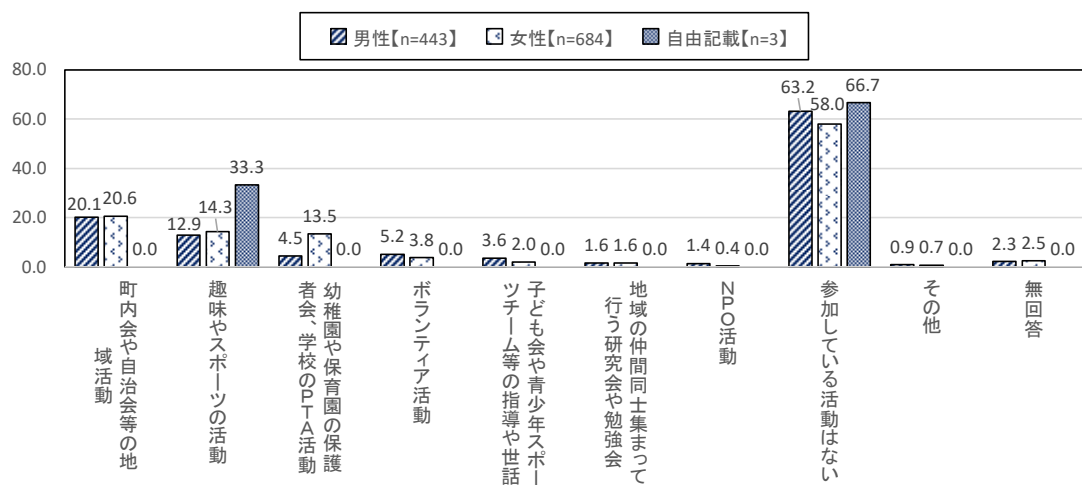
現在参加している地域活動（取手市）

問 26 次にあげる地域活動の中であなたが現在参加しているものを選んでください。
 (○はいくつでも)

【n=1,134】



<男女別>



資料：市民協働課 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

指標と目標

指標	令和2年度現況 値	令和8年度目標 値	担当課、根拠等
家庭における男女の平等感 ①「平等と思う」割合 ②「平等と思う」割合の男女差	①26.3% ②11.4ポイント 女性が少ない。	①36%以上 ②8ポイント差以内	市民協働課 (市民意識調査)
男性の家事に費やす平均時間(1日あたり)	平日 42.4 分 休日 67.6 分	平日 60 分 休日 90 分	市民協働課 (市民意識調査)

施策の内容

(6) 家庭生活における男女共同参画の推進

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
39	家庭における男女共同参画推進に向けた広報・啓発	固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るための啓発を市ホームページや男女共同参画紙「風」、男女共同参画推進イベント等を通じて行います。	市民協働課
40		市立小中学校、幼稚園の保護者を対象に「家庭教育学級」にて講演会等を実施し、子育てや家庭生活における男女共同参画推進を図ります。	生涯学習課
41		市で市民参加型の家庭生活に関する講座や講習を実施する際に、固定的性別役割分担意識による募集方法を行わないような配慮、また、男性参加を積極的に推進するよう庁内へ啓発します。	市民協働課

42	家庭で協力し合うことの啓発と参加促進	家族で家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識の大切さを啓発します。	市民協働課、保健センター
43		家族で協力して家事を行うことについて考えてもらうため、親子や男性が参加できる料理教室などを実施し、家庭における男女共同参画推進を啓発します。	市民協働課
—		男性の家事・育児・介護や地域活動等へ参加を促すための取り組みを実施します。→詳細は「(8) 男性の家事・育児・介護への参加の促進〔事業No.48～53〕」に掲載	市民協働課、関係各課

(7) 地域社会における男女共同参画の推進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
44	地域における男女共同参画推進に向けた広報・啓発	各地区と行政のパイプ役である市政協力員や地域で活動するNPO団体、ボランティア団体を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、男女共同参画紙「風」の配布や研修などの機会を通じての意識啓発を図ります。 (再掲⇒主要課題1(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性への参画の推進)	市民協働課
—		男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。→詳細は「(主要課題7) 男女共同参画の視点に立った防災対策」〔事業No.112～113,115～116〕に掲載	市民協働課、安全安心対策課
45	地域で活動する団体との連携・支援	女性団体と緊密に連携し、その活動に対して支援を行うことで、地域での男女共同参画の推進を図ります。	市民協働課
46		小中学校、幼稚園の保護者から構成される	生涯学習課

		「家庭教育学級」と連携し、地域における子育てネットワーク構築と男女共同参画の推進を図ります。	
47		NPO団体やボランティア団体の活動情報の収集や発信を通じ、団体活動の支援や地域活動への新たな参加者増進を図ります。	市民協働課

(8) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
48	男性の意識改革、家事等への参画促進	父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施し、子育てを協力し合うことの大切さを啓発します。	保健センター
49		男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施し、家事参加促進を図ります。 (再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	市民協働課
50		男性に家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識を啓発します。 (再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	市民協働課、保健センター
51		社会福祉協議会が主催する「男性講座」にて、料理教室等を実施し、定年後などの高齢男性が家庭で家事に参画することを促進します。	高齢福祉課、社会福祉協議会
52	男性の育児・介護休業取得の促進	関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を実施します。	産業振興課、市民協働課

		(再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	
53		市男性職員の育児・介護休業取得を促進するため、管理監督者に対して「イクボスセミナー」を実施し、男性職員が育児・介護参加に対して向き合う姿勢、配慮への意識を高めます。	人事課

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり



＜現状と課題＞

暴力は、その対象を性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

令和2年度市民意識調査の結果によると、配偶者等から暴力を受けた経験については、65.9%がまったくないと答える一方、受けたことがある経験については「身体的暴力」が44.8%、「心理的攻撃」が10.6%、「経済的圧迫」が3.1%となっています。被害を受けた人の12.8%が「相談できなかった」と回答しており、性別でみると、女性（14.9%）が男性（8.0%）より高くなっています。

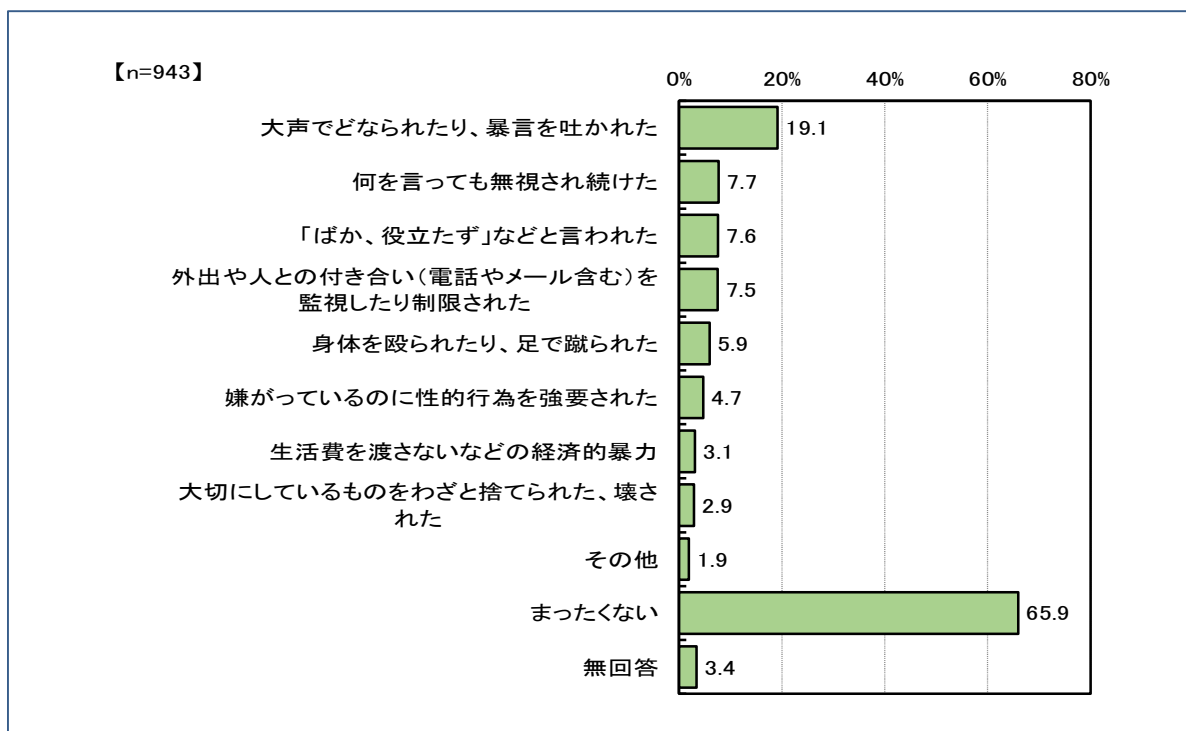
特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されているため、被害者が安心して相談できる窓口の周知が必要です。

さらに近年は、インターネット上の新たなコミュニケーションの広がりに伴い、これを利用した性犯罪などの事件が増加傾向にあるほか、子ども、若年層に対する性的な暴力も社会問題となっています。若い世代を被害者にも加害者にもさせないための予防教育や啓発が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントは社会問題であるにも関わらず、潜在化しやすい問題となっています。

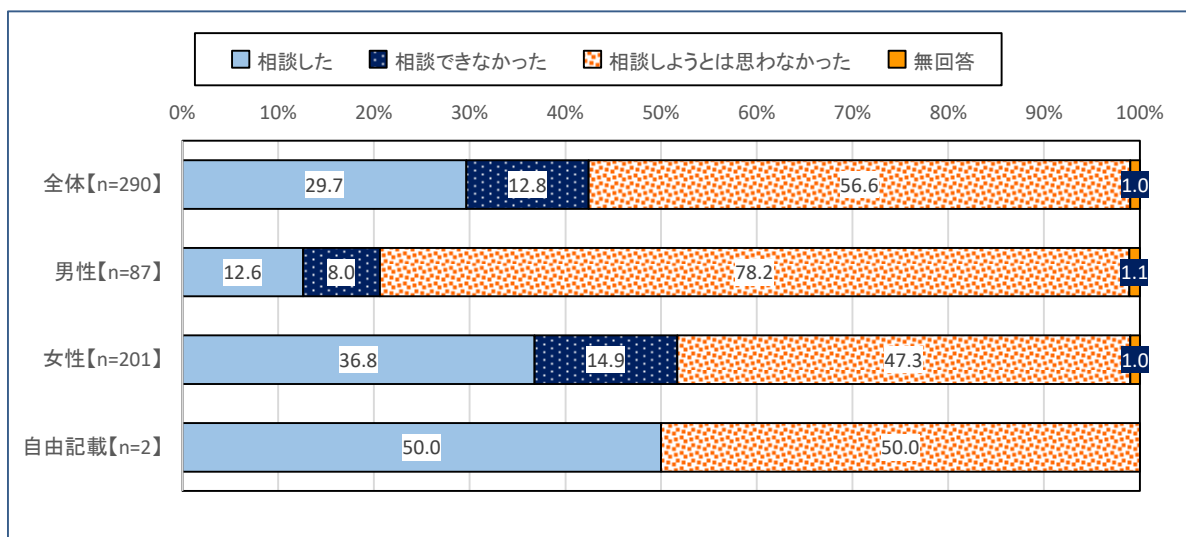
このため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることから、暴力根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実を図る必要があります。

《配偶者や恋人がいる、又は過去にいた人》配偶者等から暴力を受けた経験の有無（取手市）



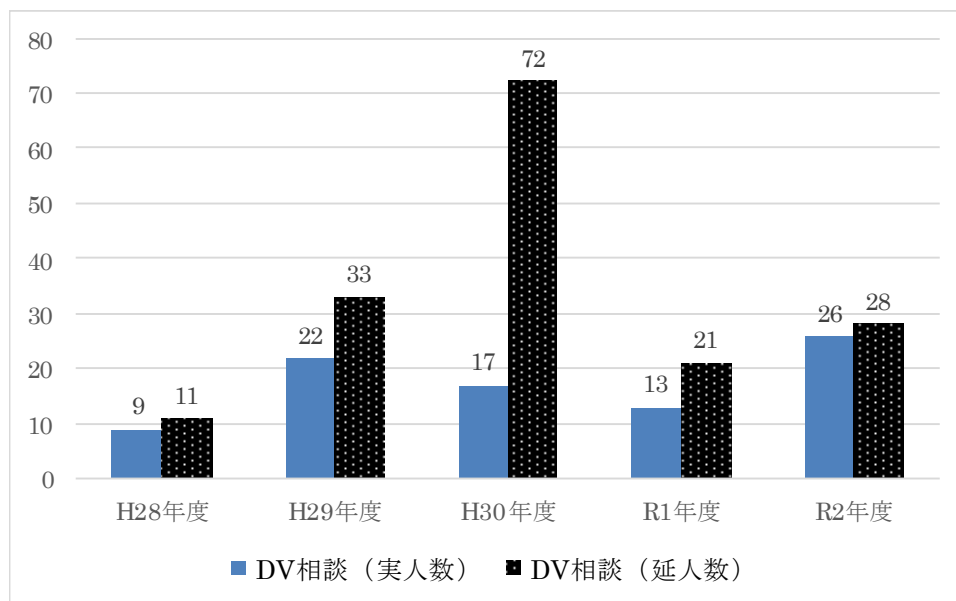
資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

《配偶者等からの暴力を受けたことがある人》配偶者等からの暴力について相談したか（取手市）



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

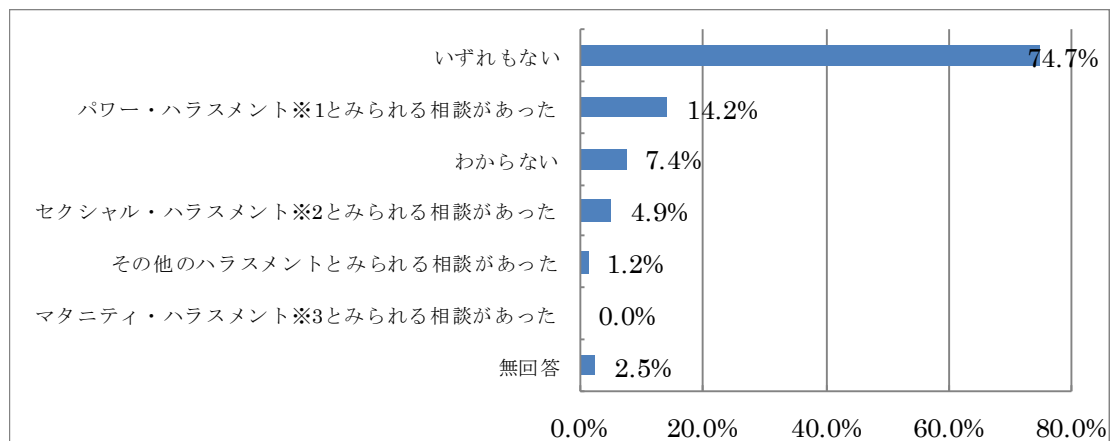
配偶者等からの暴力に関する相談件数（取手市）



※延人数…同じ人が同じ案件で複数回相談に来た件数の足し上げ
資料：子育て支援課

事業所における過去3年間の従業員からのハラスメント相談事例（取手市）

【n=162】



※1 パワー・ハラスメントとは… 職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為
※2 セクシャル・ハラスメントとは… 相手の意思に反し不快・不安な状態に追い込む性的な言葉や行為
※3 マタニティ・ハラスメントとは… 妊娠・出産を理由として、精神的・身体的苦痛を与える行為

資料：市民協働課 男女共同参画に関する事業所意識調査（令和2年）

取手市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（DV 対策基本計画）

本計画の「主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり（9）配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援、（10）安心して相談できる体制の充実」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「取手市の基本計画（DV 対策基本計画）」と位置づけています。

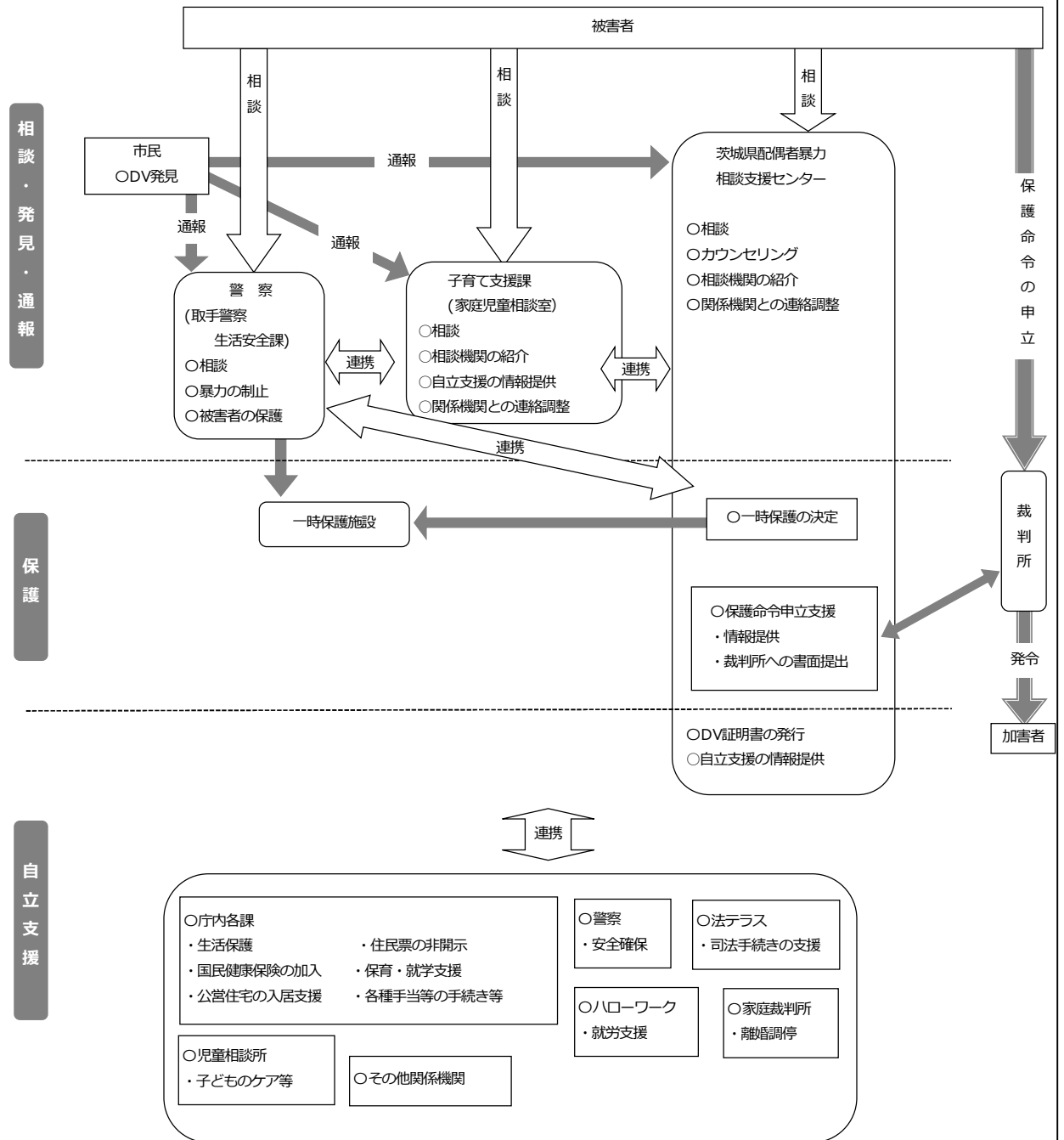
DV 対策基本計画の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV 防止に向けた取り組みが全国的に展開されている中、平成 13 年（2001 年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」（平成 25 年（2013 年）の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となる。）が施行され、以降、社会情勢の変化に合わせ改正を重ねてきました。

また、平成 16 年（2004 年）の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正においても、子どもが DV の環境下で育つことは虐待に当たることが明記されました。しかしながら、家庭内等で起こる DV は、被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。

本市においては、DV 相談と家庭児童相談との一体的な支援体制のもと、関係機関等との連携により、身近な相談窓口として被害者の適切な保護や自立支援等事案の深刻化の未然防止に努めてきたところです。今後さらに円滑に施策を展開し、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため、DV 防止法の趣旨を踏まえ、「取手市 DV 対策基本計画」を策定します。

DV被害者支援の流れ



指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
相談従事者のDVに関する研修参加回数	年0回	年1回	子育て支援課
受けたDVについて「どこに相談してよいのかわからなかった」と答える人の割合	11.9%	10%未満	市民協働課 (市民意識調査)

施策の内容

(9) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援 (取手市DV対策基本計画)

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
54	DV防止に関する広報・啓発	広報紙やホームページ等を活用してDV防止に関する情報を周知します。	子育て支援課、 市民協働課
55		11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用したDV防止についての啓発強化を図ります。	子育て支援課、 市民協働課
56		DVを許さない社会の実現を図るため、人権教育などの意識啓発やDVのある家庭における子どもへの影響について、相談などの機会に情報提供を実施します。	子育て支援課、 市民協働課
57		若年層向けのデートDV予防について、広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。	子育て支援課、 市民協働課
58	早期発見と適切な支援	DV被害の早期発見、被害者への適切な支援ができるよう、警察、学校、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、保健センター、子育て支援センター、地域など関係機関と連携して取り組みます。	子育て支援課

(10) 安心して相談できる体制の充実（取手市DV対策基本計画）

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
59	相談体制の充実	相談員が被害者に寄り添った支援を行うことができるよう、専門研修を受講し、資質向上を図ります。また、被害者が早期に相談にいたれるよう、相談窓口等の情報提供や周知を行います。	子育て支援課、 各相談窓口所管課
60	関係機関との連携	県などの関係機関、庁内の関係各課と連携し、個々の相談に対応する体制を強化します。	子育て支援課、 各相談窓口所管課
61		市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。	子育て支援課

(11) あらゆる暴力やハラスメントの防止

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
62	ストーカー、性暴力等の防止啓発	4月の「若年層の性暴力被害予防」月間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用した暴力防止についての啓発強化を図ります。	子育て支援課、 市民協働課
63		若年層が被害に遭いやすいJKビジネス※ ¹ やSNSを使ったリベンジポルノ※ ² 等についての啓発や相談窓口に関する情報提供を実施します。	子育て支援課、 市民協働課、 子ども青少年課 （青少年センター）
64	青少年相談の充実	いじめ等様々な悩みや問題を持つ青少年やその保護者が、電話やメール、面接等によって気軽に相談できるよう、相談体制の充実と周知を図ります。	教育総合支援センター、 子ども青少年課 （青少年センター）

65		各学校と教育委員会が一体となり、人間関係や学業、部活動、家庭生活など様々な悩みを持つ子ども達に寄り添い相談を受けることができる体制を構築します（全員担任制・チーム指導及び教育相談部会の導入により、全ての教員が相談に応じ、情報共有できる体制を構築。さらに教育総合支援センターと連携し課題に対応）。	教育総合支援センター
66		インターネットトラブルに巻き込まれがちである若い世代を対象に、被害の未然防止や被害に遭った際の相談先などについて啓発します。	産業振興課（消費生活センター）
67	人権相談の実施	様々な人権問題について対応するため、人権擁護委員等による無料相談会を実施します。	市民協働課
68	ハラスメントの防止	市職員向けにハラスメントの防止等に関する指針を策定するとともに、ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を継続して実施します。	人事課
69		事業所に対して、広報紙やホームページ等を活用し、ハラスメント防止に対する情報の提供や、意識の啓発を実施します。	市民協働課、産業振興課

※1 JKビジネスとは…女子高校生（JK）などを利用してお金を稼ぐビジネスのことをいいます。「お店で話をするだけのアルバイト」などと誘い、健全な営業を装いながら、性的な行為の強要などの被害に遭うことがあります。

※2 リベンジポルノとは…元交際相手などが復讐を目的として、交際時に撮影した性的な画像や動画等を本人の承諾なくインターネット上に公開するいやがらせ行為をいいます。

主要課題5

様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に

立った支援



<現状と課題>

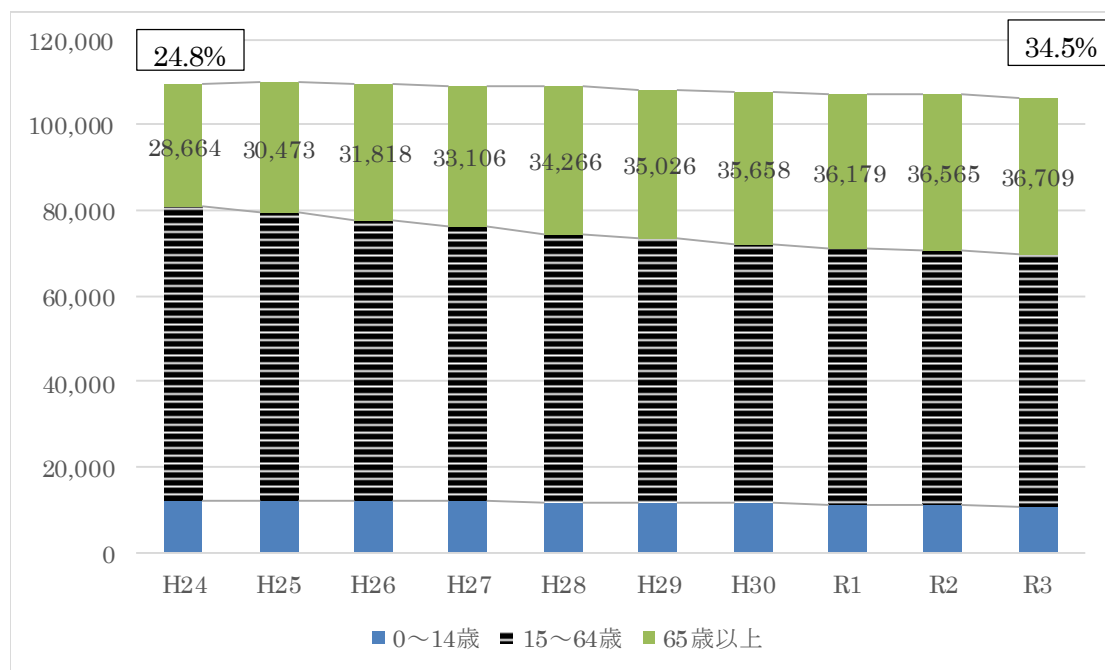
本市の人口は令和3年4月1日現在 106,293人で10年前(平成23年)と比較して4,135人減少しており、毎年減少傾向にあります。

年齢別区分の推移は、年少人口(0歳から14歳)、生産年齢人口(15歳から64歳)は減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の比率は人口が減っていく中で増加しており、65歳以上の人口は36,709人で、高齢化率は34.5%となっています。今後も増加が予想されます。世帯数は10年前(平成23年)に比べて4,420世帯増加していますが、1世帯当たりの人員は10年前の2.5人から2.2人に減少しており、核家族化、単身世帯が増えていることがうかがえます。母子家庭・父子家庭の状況は児童扶養手当認定者数からみると令和2年度は812世帯です。また、高齢福祉課調べによると、市内の高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯がともに増加傾向にあります。身体障害者手帳などを所持する障害児・障害者も年々増加しています。さらに最近の傾向としては、市内に住む外国籍の住民人口も増加しており、令和2年4月は1,831人で、5年前の1,447人に比べ384人増加しています。

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、パートタイム契約の打ち切りにより経済的に困窮する等、生活上の困難に陥るケースもあり、女性など社会的に弱い立場にある人たちにより深刻な影響をもたらしています。

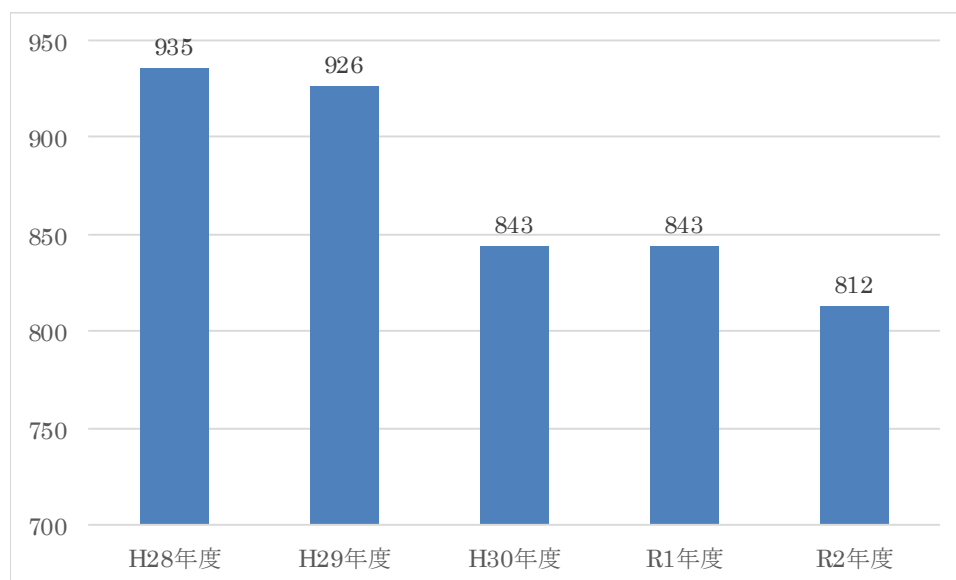
年齢、障害、国籍、性別等にかかわらず、全ての人が地域の一員として安心して暮らし続けることができるようにするため、男女共同参画の視点に立った支援に努めます。また、同時にいきがいをもって生活できる環境を整えることも重要です。

人口の推移（取手市） 住民基本台帳各年4月1日現在



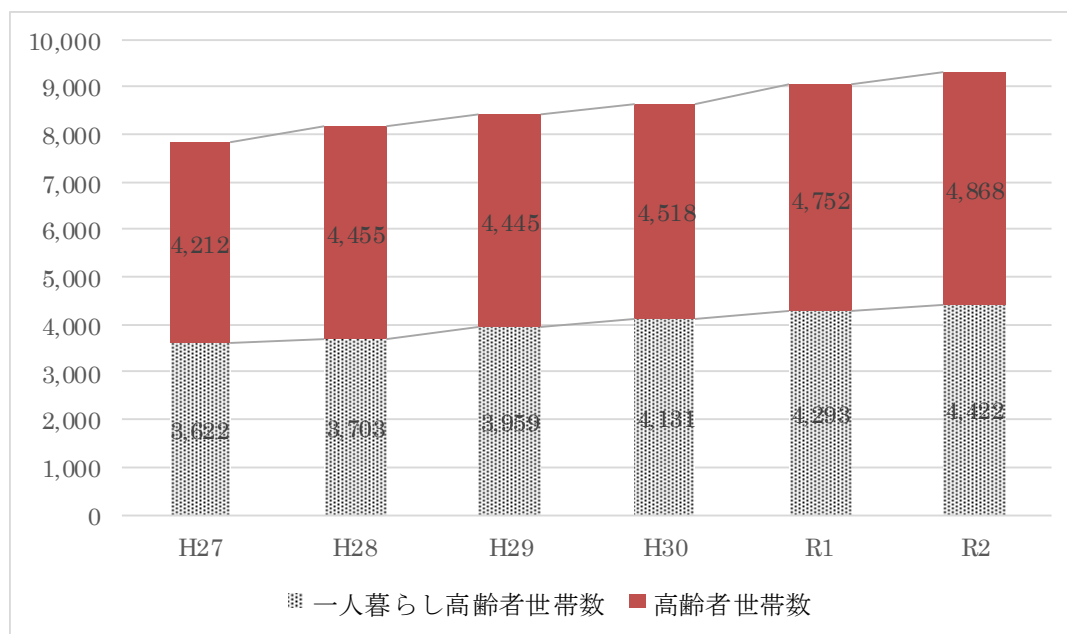
資料：政策推進課

児童扶養手当認定者数（取手市） 各年3月末時点



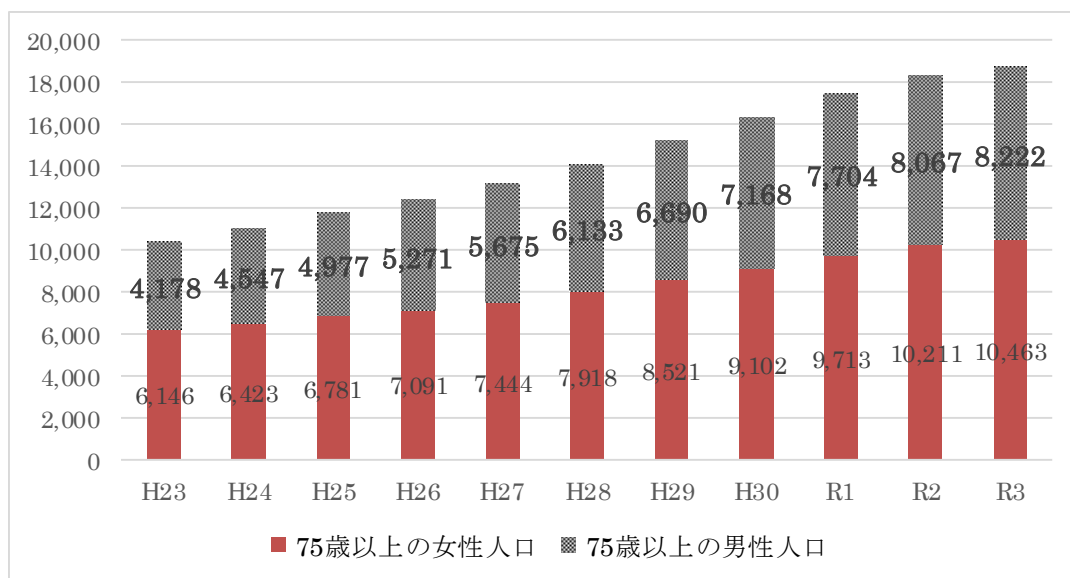
資料：子育て支援課

一人暮らし高齢者及び高齢者世帯数（取手市） 各年4月1日現在



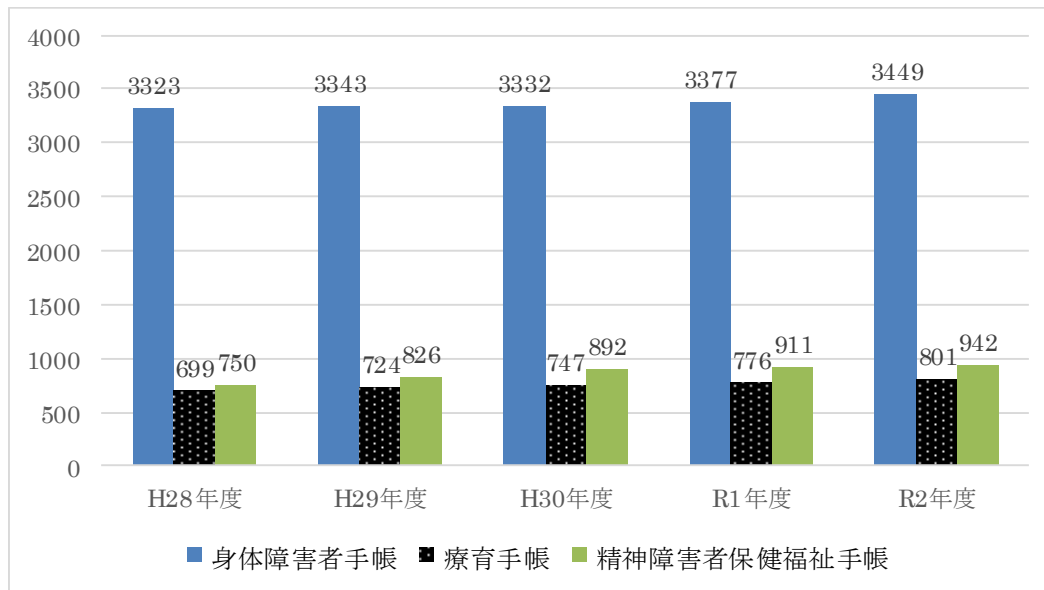
資料：高齢福祉課

75歳以上人口の男女別推移（取手市） 住民基本台帳各年4月1日現在



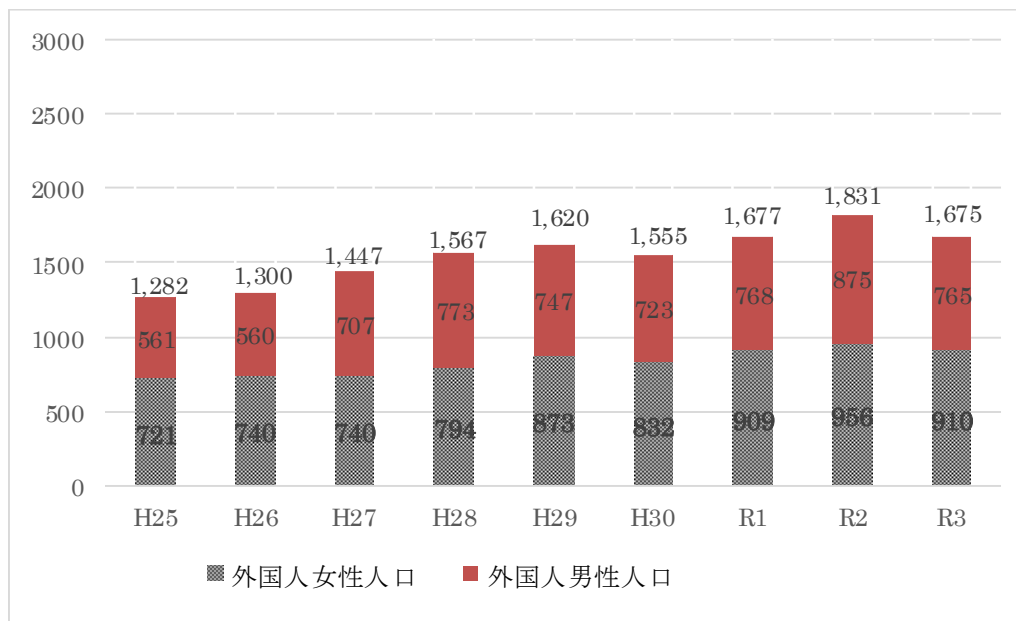
資料：政策推進課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数（取手市）



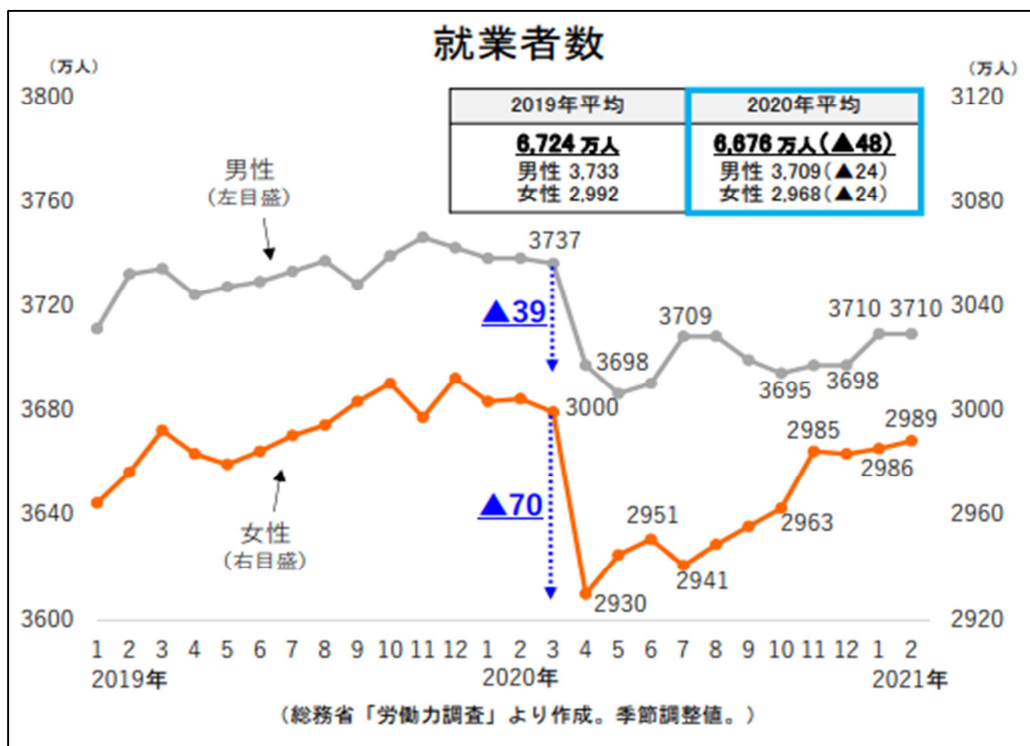
資料：障害福祉課

外国人人口の推移（取手市）住民基本台帳各年4月1日現在



資料：政策推進課

就業者数（全国）



資料：内閣府男女共同参画局「コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会 参考資料」（総務省「労働力調査」より作成。季節調整値）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
高等職業訓練促進給付金等事業受給者数	5人/年	9人/年	子育て支援課
地域包括支援センター総合相談件数(延件数※)	26,993件/年	36,000件/年	高齢福祉課(とりで未来創造プラン2020)
障害者の就労支援・通所支援対応者数	649人	914人	障害福祉課

※延件数とは…同じ人が複数回相談した件数の足し上げ

施策の基本方向

(12) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備

【男女共同参画の視点】ひとり親家庭（特に母子世帯）は、就業や子育て、生活等の様々な面で困難を抱えやすく、経済的に不安定になるリスクが高まります。近年はコロナ禍の影響により女性の雇用情勢が悪化しています。また、核家族化の進展により、家庭の養育力の低下や地域における相互助け合いの低下があり、育児の孤立といった問題も浮き彫りになっています。現状、家庭内で育児の役割が期待されがちな女性が子育ての悩みや疲れを抱える傾向にあります。市では第三次計画に引き続き、ひとり親家庭や子どもを養育する上で支援が必要な人々に総合的な支援を行います。

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
70	ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の負担金を一部助成します。	国保年金課
71		ひとり親家庭の親が就職に結びつくような技能知識や資格を取得しようとするときに給付金を支給します（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進給付金事業）。	子育て支援課
72		保育所入所審査時に、ひとり親家庭に配慮した調整点数の加算制度を設け、速やかに子育てと就業を両立できるよう支援します。	子育て支援課
73		市民団体「母子寡婦福祉会」の活動への協力を通じ、ひとり親家庭同志の仲間づくりや親睦、相互補助を支援します。	子育て支援課
74	生活困窮者に対する支援	「くらしサポートセンター」にて、経済的困窮者が自立した生活を送れるよう相談などを通じて支援します。	社会福祉課

75	子どもを養育する家庭への相談・支援（育児の孤立化防止・養育支援）	地域子育て支援センターや保健センターにて、保育士や保健師等の専門的知識を生かし、妊娠・出産・子育て期の育児不安に対し、それぞれの段階に対応した支援や助言、サービスの情報提供に取り組みます。また、親子同士の交流を図ることで、子育て上の孤立化を防止します。	子育て支援課、保健センター
76		市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。 （再掲⇒主要課題4（10）安心して相談できる体制の充実）	子育て支援課
77		経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費など学費の一部を援助します（就学援助制度）。	学務課、保健給食課
78		ファミリー・サポートセンターの運営を通じ、多様化している子育てのニーズへ対応します。また、センターを利用する住民同士の助け合いにより、育児の孤立化を予防し、安心して子育てできる環境を整えます。 （再掲⇒主要課題2（5）子育て・介護支援体制の整備・充実）	子育て支援課

(13) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

【男女共同参画の視点】家族環境の変化により高齢者の単身世代が増加していることに加え、家族・地域の支えが弱まっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉や生きがいづくり面で必要な支援に努めます。特に高齢者人口において女性割合が多い取手市では、高齢女性が困難に陥らないよう支援が必要です。また、定年後に地域社会に溶け込みにくい状況にある高齢男性の生きがいや居場所づくりなどの自主活動を支援します。

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
79	在宅福祉サービスの充実	増加する高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に向け、配食サービス、愛の定期便、あんしんコール、緊急通報システムなどのサービスを実施します。	高齢福祉課
80	生きがいづくり・自主活動支援	地域で自主的な介護予防活動を行う団体の立ち上げや運営に要する経費の一部を助成します。	健康づくり推進課
81		60歳以上の方が生きがいづくりなど、豊かな老後を過ごすための様々な課題について、市内4つの公民館にて学習する場を提供します。	生涯学習課
82	住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくり	住み慣れた地域で安心して生活を送るため、「地域包括支援センターにて」高齢者の生活の相談を受け対応し、不安の軽減につなげます。	高齢福祉課
83		物忘れが気になる方、認知症の方、その家族や地域の方などが認知症について理解を深めたり、悩みを打ち明けたりできる交流の場として、認知症カフェ（オレンジカフェ）を開設しています。	高齢福祉課
84		認知症を正しく理解して認知症の高齢者を支援する「認知症サポーター」養成講座を実施しています。	高齢福祉課

(14) 障害のある人々の自立した生活に対する支援

【男女共同参画の視点】 障害のある人が日常生活や就労等の場において直面する困難において、障害に加えて特に女性であることで複合的な困難に置かれやすい状況になることもあります。困難の解消のため、障害に関する必要な配慮の理解促進を含め、障害者の自立した生活に対する支援を行います。

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
85	就労支援の充実	特定相談支援事業所により、個々の相談者に合った就労につなげられるよう、相談業務の充実を図ります。	障害福祉課
86	ボランティア活動の充実	ボランティア支援センター（社会福祉協議会が運営）にて、手話通訳などの障害者支援ボランティアや障害者の社会参加支援を行うボランティア団体の活動を支援します。	障害福祉課
87	生活支援の充実	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて様々な支援、介護、及び訓練等の自立支援サービスの相談や給付事業並びに、移動支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施します。	障害福祉課
88		民間事業者や自治会などの地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮（点字メニュー作成費、筆談ボード購入費、段差解消工事費など）を提供するために係る費用を助成します。	障害福祉課
89		障害や疾病等により、周囲の人に困っていることや、手助けがほしいことを上手く伝えることができない方に、「ヘルプマーク」や、緊急連絡先や支援してほしい内容を記載した「ヘルプカード」を配布することで、緊急時や災害時だけでなく日常生活においても支援を受けやすい地域体制を整えます。	障害福祉課

(15) 外国人住民が安心して暮らせる環境の整備

【男女共同参画の視点】外国人は、言葉や文化、価値観、生活習慣の違いによる地域での孤立等に加えて、女性であることで困難な状況に置かれていることが多くなっています。外国人人口中、女性の割合が多い取手市においても、多言語での情報提供や相談体制の整備をし、外国人が安心して暮らせるよう支援を行います。

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
90	情報提供の充実	市ホームページに「やさしいにほんご」表記にて行政情報や相談事業、防災情報を掲載します。また多言語情報や県国際交流協会の様々な支援情報についても掲載し、日本語が得意でない外国人向けに情報提供を図ります。	秘書課、各課
91	相談・支援事業の充実	外国人であること、特に女性であることで困難な状況に置かれた人たちの人権に配慮した相談体制を各相談窓口所管課と連携し充実させ、地域社会の中で安心して暮らせるよう支援を行います。	市民協働課、各相談窓口所管課
92		市国際交流協会と連携し、日本語教室や「外国人のための相談会」を開催し、外国人の不安解消の手助けをします。	秘書課

(16) 多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり

【男女共同参画の視点】多様な性のあり方に関する理解促進や多様な生き方を認め合う意識の形成を通じ、「性別等に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮」することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

事業 番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
93	性の多様性に関する理解の促進	市で使用する申請書類やアンケート用紙における性別記載欄の配慮を行います。	市民協働課、各課

94	と支援	性的少数者への理解促進のための職員研修を実施し、市職員として性の多様性を正しく理解するよう努めます。	人事課
95		性的少数者向けに茨城県が実施している「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や相談事業について市ホームページで情報提供します。	市民協働課
96		学校生活において、性の多様性に悩む児童・生徒の相談に対応するため、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラーを交えた個別会議等の支援体制を整えます。	指導課
97	多様な生き方を認める意識の形成	市男女共同参画紙「風」にて、職場や家庭、地域での多様な生き方をについて情報を発信します。	市民協働課
98		市人権擁護委員が小学校や地域に対して、DVDや紙芝居を使った「人権教室」を実施し、人権や多様な生き方への理解について子どもたちに啓発します。	市民協働課
99		無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）について、認知と理解を広げるため、市職員向けに内閣府作成のフリーイラスト（日常生活の場面や職業などについて男女それぞれを描いたイラスト素材）の使用を促進します。	市民協働課



主要課題6

生涯にわたる健康の支援

＜現状と課題＞

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康な生活をしていくことは、男女共同参画社会を実現するためには重要です。

本市の各種がん検診受診率は、女性を対象とした乳がん検診の受診率は年々高くなっていますが、子宮がん検診の受診率は横ばいが続いています。また、その他の各種がん検診の受診率も伸び悩んでいる状況で、令和元年度における茨城県の各種がん検診受診率の平均値を下回っています。健康の保持のためには、今後も様々な年代に対して、がん及び生活習慣病に関する知識の普及に努め、受診率の向上に努めていく必要があります。

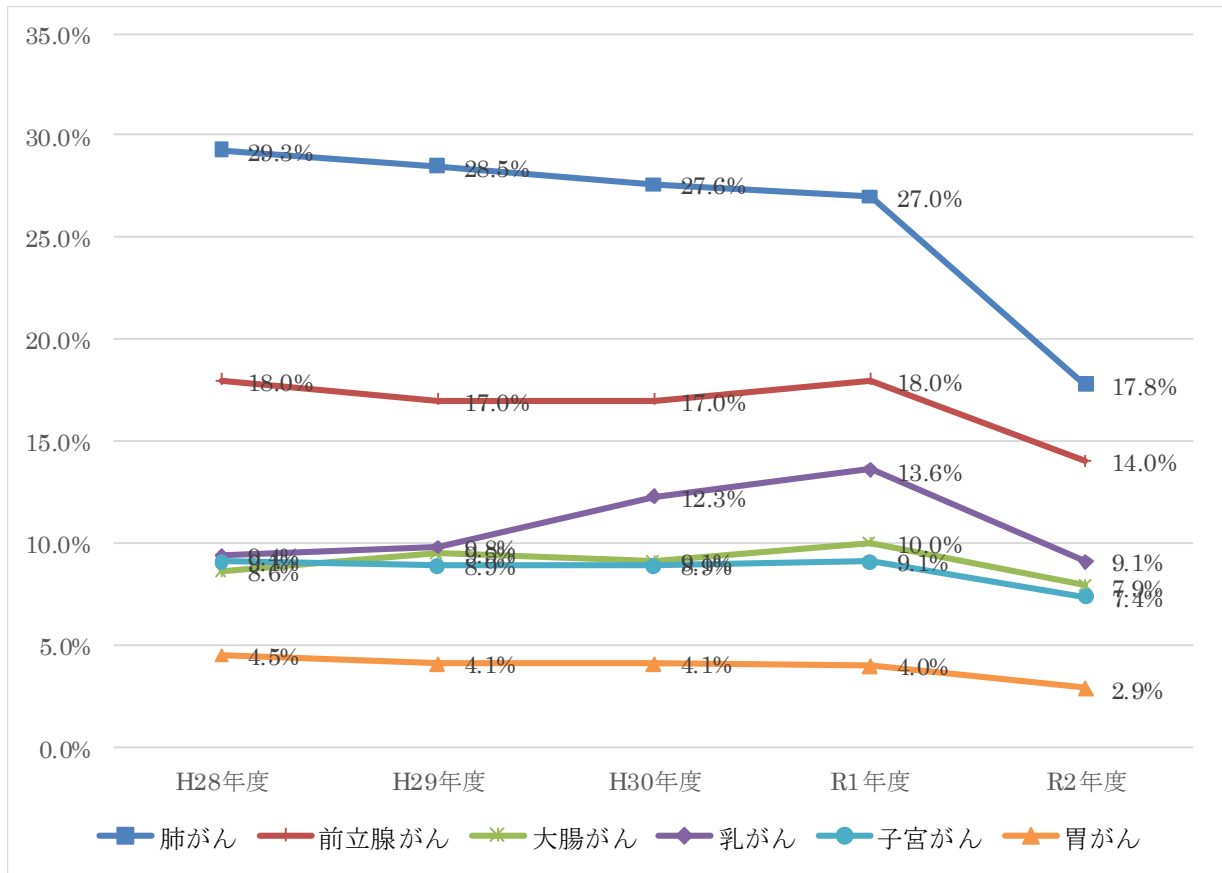
生涯にわたる「こころと体の健康づくり」には、思春期、子育て期、更年期、老年期等のライフステージごとに性別によって異なる問題があるため、身体的特徴を踏まえた適切な支援が必要になります。特に女性は、出産・産後ケア等について、男性とは異なる配慮が求められていることから、誰もが互いの性差について理解し合うことができるように取り組むことが必要です。

妊娠や出産などの生殖や性に関して本人の意思が尊重されることや、心身ともに健康であるということは、誰もが自分らしく充実した人生を送る上で重要なことであるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持って取り組みを進めるとともに、こうした考えの普及啓発を引き続き行います。

また、性別にかかわらず、過重労働による健康障害や職場環境、仕事などによるストレス、うつ病などの増加が問題となっており、メンタルヘルス対策の充実・推進が求められています。

人生100年時代に備え、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、性差やライフステージに応じた各種相談の充実を図るとともに、精神保健・自殺予防対策への取り組みを引き続き進めます。

がん検診受診率(取手市)



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
肺がん	29.3%	28.5%	27.6%	27.0%	17.8%
前立腺がん	18.0%	17.0%	17.0%	18.0%	14.0%
大腸がん	8.6%	9.5%	9.1%	10.0%	7.9%
乳がん	9.4%	9.8%	12.3%	13.6%	9.1%
子宮がん	9.1%	8.9%	8.9%	9.1%	7.4%
胃がん	4.5%	4.1%	4.1%	4.0%	2.9%

資料：保健センター（※令和2年度受診率減は新型コロナウイルスの影響によるもの）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
子宮がん検診受診率	7.4%	9.5%	保健センター
乳がん検診受診率	9.1%	13.6%	保健センター

前立腺がん健診受診率	14.0%	18.0%	保健センター
肺がん検診受診率	17.8%	29.3%	保健センター
大腸がん検診受診率	7.9%	10.0%	保健センター
ブレママ・ブレパパ教室 参加者数（延人数※）	214 人	230 人	保健センター

※延人数とは…同じ人が複数回参加した件数の足し上げ

施策の内容

（17）性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
100	特定健診・各種がん検診の受診促進	生活習慣病の予防や疾病・各種がんの早期発見・早期治療を目的に検診の実施と普及啓発を行い、特定健診やがん検診を受けやすい環境づくりに努めます。	国保年金課、保健センター
101	ライフステージに応じた健康づくりの推進	思春期の方向けのレッツトライ高校生講座、性成熟期の方向けのレディースデイ健診など、ライフステージに応じた健康づくりの普及・啓発及び情報提供、健康相談を充実させます。	保健センター
102		介護予防拠点施設の運営や、地域で行う介護予防活動の支援により、高齢者の健康づくりを推進します。	健康づくり推進課
103	こころと体の健康づくりの推進	身近な人の自殺のサインに気が付き、必要に応じて専門機関につなぐ役割を持つ「ゲートキーパー※ ¹ 」の養成研修を実施します。 ※ ¹ ゲートキーパーとは…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言えば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。	保健センター
104		こころの健康づくりに関する情報の提供	保健センター

		や啓発を行うとともに、精神科医による「こころの健康相談」を実施します。	
105		誰もが気軽に取り組めるウォーキング等の健康づくりに関する情報提供や、健康づくり・幸せづくりの拠点施設である取手ウェルネスプラザの運営を通じ、市民が健康で幸せな生活ができるよう支援します。	健康づくり推進課

(18) 妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
106	母子保健の充実	妊娠期、出産期において母子の健康を支援するため、保健師による月齢に応じた育児相談や、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」、産後ケア事業の実施など、安心して出産・育児に臨むことができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	保健センター
107		出産後、父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施するなど、妊婦とそのパートナーに向けた支援を実施します。 (再掲⇒主要課題3(8) 男性の家事・育児・介護への参加の促進)	保健センター
108	思春期からの正しい知識の普及、望ましい時期の妊娠・出産に向けた健康教室の充実	望まない妊娠についてや、出産に向けた体づくり、ライフプランを考える「レッツトライ高校生講座」を高校生向けに実施します。	保健センター
109	不妊に悩む男女への支援	妊娠を望んでいる男女の経済的な負担の軽減を図り、適切な医療を受けることができるよう、不妊治療費の一部助成を行います。	保健センター



＜現状と課題＞

近年各地で地震や集中豪雨などの自然災害が頻発しています。災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所などにおいて女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

令和元年度における本市の防災会議の委員に占める女性の割合は2.3%と低い状況です。一方で令和2年度市民意識調査の結果によると、防災・災害復興対策の中で取り入れるべき男女共同参画の視点に基づく施策について、一番多かった回答は、「女性や乳幼児、介護が必要な人、障害者などに配慮した避難所機能の確保（65.4%）」でした。なお、この回答には男女間で差があり、女性が男性よりも約16%多く選択しており、女性の関心の高さが窺えました。

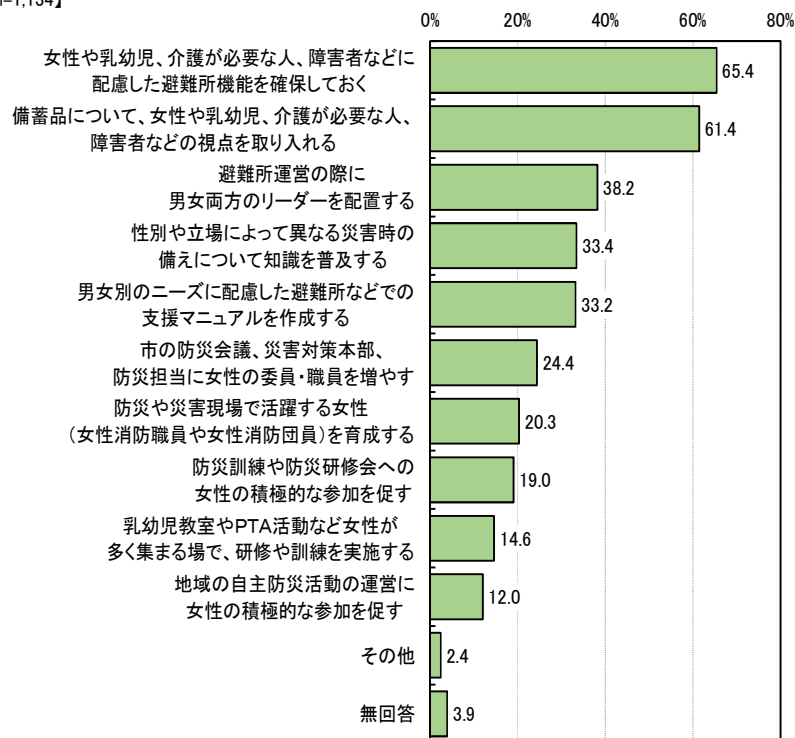
性別、年齢や障害の有無など様々な社会要因による災害時の困難を最小限にするためには、日頃から地域や家庭で男女共同参画を実現し、防災に関しても、誰もが対等に意見を出し合い、多様なニーズに対応しうる体制を整えることが必要です。

地域防災については、地域の団体等と連携し、協働関係の確立を進めるとともに、災害時に、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を推進します。また、防災対策や現場に男女共同参画の視点を反映させるため、防災訓練の実施や防災土育成事業補助金の交付などを通じて女性防災リーダーの育成に努め、防災の現場における女性の参画を促進します。

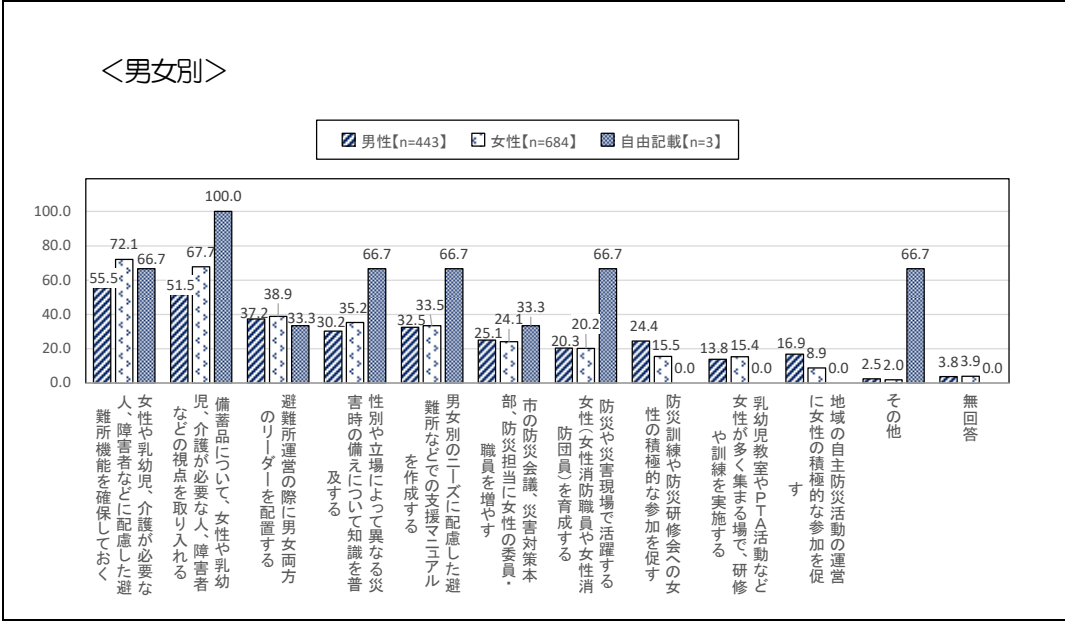
防災・災害復興対策の中で取り入れるべき男女共同参画の視点（取手市）

問 27 東日本大震災などの教訓から、災害発生に伴う避難や平時の防災体制について男女共同参画の視点を取り入れることが必要だと指摘されています。そのためには、今後の防災や災害復興対策においてどのような施策が必要だと思いますか。（おはいくつでも）

【n=1,134】



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
女性の防災士資格取得 人数	4人	10人	安全安心対策課 （市防災士育成事業補助金交付者より算出）

施策の内容

(19) 災害対策への男女共同参画の視点強化

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
110	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実	内閣府男女共同参画局が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づき、防災所管課と男女共同参画所管課が連携し、避難所運営や地域防災訓練の実施に関して、女性や要配慮者に配慮した取り組みを進めます。	市民協働課、安全安心対策課
111		全国の男女共同参画センターや男女共同参画所管課で構築された「相互支援ネットワーク」に加入し、平常時は情報交換や収集を行い、災害時には男女共同参画の視点で必要な物資、人、情報等が提供・支援される体制を形成します。	市民協働課
112	地域・家庭における男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	市政協力員等を通じて、地域コミュニティのリーダーに対して、「共助」の観点から、男女共同参画の視点に立った地域防災活動の重要性を啓発します。また、市民に対しては、「自助」の観点から、地域における防災活動への参加や日頃から家庭で行える災害への備えについて、男女共同参画の視点からホームページや広報を通じて啓発します。	市民協働課
113		女性消防団員による地域子育て支援センターなどでの幼児防災教育パネルシアターや救命講習指導を実施します。また、100円均一ショップで備えられる防災・避難グッズを各種イベントで展示するなど、女性ならではの視点を活かした新たな防災啓発活動を推進します。	消防本部総務課

(20) 防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
114	施策・方針決定過程からの女性参画の推進	災害対応において男女双方の視点を十分に反映するため、男性の防災会議委員に対し、事前配布の会議議題資料等について、所属する各組織の女性の意見を吸い上げた上で防災会議に参加するよう働きかけます。	安全安心対策課
115	女性の地域防災活動への参画推進	地域防災活動を支える町内会や自主防災組織に対し、避難訓練等を通じて男女共同参画視点に立った防災活動の重要性を啓発し、地域防災活動への女性の参画を促し、将来的に女性防災リーダーとして活躍できるようにつなげます。	市民協働課、安全安心対策課
116		地域の防災リーダーとして活動し、市の防災事業に貢献する防災士を育成するため、資格取得講座の受講料等の一部助成を行う「防災士育成事業補助金」の交付を通じ、性別を問わず多くの市民が防災士の資格を取得することを促進します。	安全安心対策課

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

主要課題8 男女共同参画の視点に立った意識改革



＜現状と課題＞

人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別による固定的役割分担意識は少しずつ変わりつつありますが、男女共同参画社会の実現を妨げる要因の一つとなっています。

令和2年度の市民意識調査の結果によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について、「そう思う」と答えた割合が5年前の調査時より減少し、「そう思わない」という割合は全体で30%近く増加しました。しかし、男女別で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合を見てみると、男性の方が女性よりそれぞれ高くなっています。また、年齢別で見ると、年齢が上がるにつれ、その傾向は高くなり、性別や年齢によって意識差がある結果が出ました。

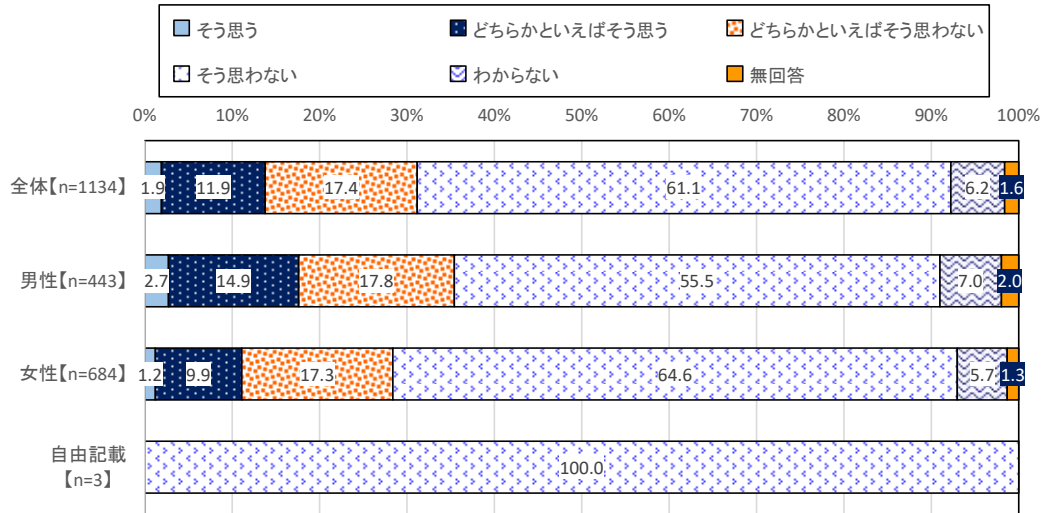
このことから、男女共同参画の意識づくりが、一定の効果を示しているものの、いまだに根強く残っている性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、様々な媒体を通じての広報活動や、学習機会の提供などに積極的に取り組んでいく必要があります。

また、「人権の尊重」は男女共同参画社会の実現の基本となるべきものです。誰もが生まれながらに持っている人間としての権利は、いかなる場合でも尊重されなければなりません。男女共同参画社会の実現を推進していくためには、性別等を問わず個人の尊厳を重んじ、すべての人が共にひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があります。人権尊重意識の啓発や、市民に対する相談体制の充実等により、すべての人が互いの価値観や生き方の違いを認め合い、自分らしく生きることのできる社会づくりを進めていきます。

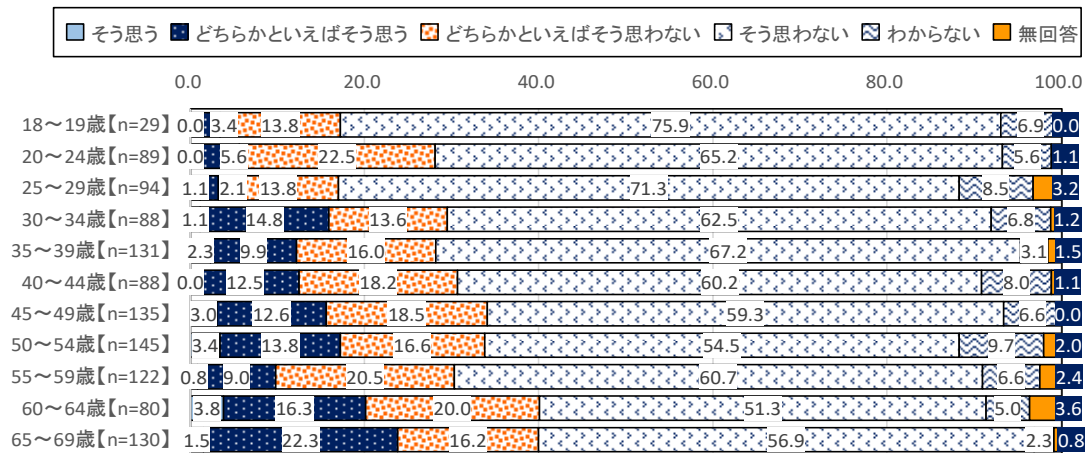
さらに、男女共同参画の取り組みは国際的な動向と密接に連動しているため、国際社会の課題に関心を持ち、国際理解を深めるように引き続き取り組んでいきます。

「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（取手市）

⑦男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき



<年齢別>



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

日本国憲法第14条

日本国憲法には、個人の尊重や男女平等がうたわれています。

第14条「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考えに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と思う人の割合について、50歳代以上の割合	50歳代以上 ・「そう思う」平均2.4% ・「どちらかといえばそう思う」平均15.4%	令和2年度比較で減少	市民協働課 (市民意識調査)
市の男女共同参画事業の認知度	・取手市男女共同参画計画 9.8% ・取手市男女共同参画推進条例 6.9% ・取手市男女共同参画紙「風」 7.1%	・取手市男女共同参画計画 15.0% ・取手市男女共同参画推進条例 12.0% ・取手市男女共同参画紙「風」 12.0%	市民協働課 (市民意識調査)
人権教室への参加者数	686名※ ※令和2年度はコロナ禍の影響で中止したため、令和元年度の実績	720名	市民協働課

施策の内容

(21) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
117	情報発信と啓発活動の充実	あらゆる人に男女共同参画に関する理解が浸透するよう、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を推進します。また、市の男女共同参画ホームページを充実させます	市民協働課
118		男女共同参画紙「風」を、引き続き市民編集員と共に作成し、市民目線での市内の男女共同参画に関する情報や多様な生き方・考え方について発信していきます。	市民協働課
119		市政全般について、男女共同参画の視点から点検し、推進していく必要があることから、市職員に対して男女共同参画に関する研修や情報提供を実施します。	市民協働課
120		性別による固定的役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消について、市職員、市民、事業所に対し、広報やホームページを通じて啓発します。	市民協働課
121		市の男女共同参画計画や男女共同参画推進条例について、市民の理解や関心を深めるため、積極的な啓発を行います。	市民協働課
122	市民向け講座や講演会等の開催	市民の男女共同参画に関する関心を高めるため、11月の茨城県男女共同参画推進月間に市民有志で構成される実行委員会による「女と男とともに輝くとりでの集い」を実施します。	市民協働課
123		男女共同参画を推進し、講座等の活動をしている市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等と	市民協働課

		の連携と交流について引き続き推進していきます。	
124		男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施します。 (再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進)	市民協働課

(22) 人権尊重意識の啓発

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
125	人権意識を高めるための啓発事業の実施	市広報紙やホームページ等を活用し、市民に人権意識を高めるための情報を発信し、人権週間期間には、人権擁護委員と共に街頭啓発や公共施設にチラシを設置し、意識高揚を図り、人権尊重の理念に対する理解を深めます。	市民協働課
126		人権擁護委員による学校や地域に対する啓発活動(人権教室、人権の花運動等)を引き続き実施し、特に子どもたちに対し、他人への思いやりやいたわりの大切さ等を伝えていきます。	市民協働課
127	相談体制の充実	市民から寄せられる相談は、年々増加するとともにその内容も複雑多様化していることから、人権相談をはじめとする各種相談について、関係各課及び国・県とも連携を図りながら、より迅速かつ適切に相談内容の解決に向けた取り組みの強化に努めます。	市民協働課
128		教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。	教育総合支援センター

(23) 国際社会の取り組みへの理解と協力

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
129	国際交流の促進	国際交流活動への参加を促進するとともに、市民の海外派遣等を通じ、グローバル時代に対応できる多様な価値観の養成や多文化共生意識の醸成を図ります。	秘書課
130		国際交流や国際協力を目的とした活動をする市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等との連携と交流について引き続き推進していきます。	市民協働課、 秘書課
131	男女共同参画に関する国際理解の促進	男女共同参画を推進する条約や国際会議での成果、男女共同参画の先進国における事例などを市ホームページ等を通じ広く市民に提供し、関係機関と連携しながら意識啓発を図ります。	市民協働課

主要課題9

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進



＜現状と課題＞

性別等にとらわれない男女共同参画意識を高めるためには、子どものころからの男女共同参画の視点を踏まえた教育が重要です。

令和2年度の市民意識調査の結果によると、「男女共同参画社会を実現するために行政がどのようなことに力をいれていくべきか」という問いに対し「子どものころからの男女共同参画社会教育」と回答した割合は5年前の調査時は27.9%だったのに対し、今回は39.5%と増加し、子どものころからの男女共同参画意識の形成の必要性について市民意識が高まっていることがわかります。

男女共同参画意識の形成には、人生の早い時期において学習したことや、経験したことが大きく影響します。特に小中学校における教育は、男女共同参画意識を育むにあたって大きな役割を担っています。

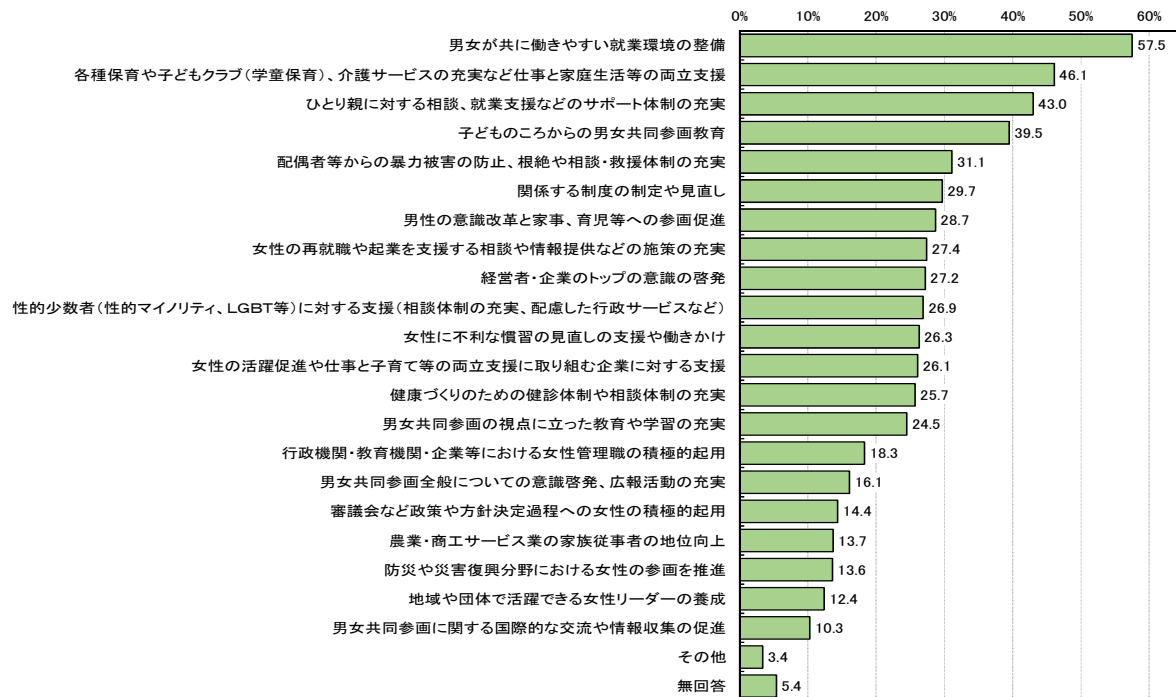
このため、子ども達が多くの時間を過ごす学校を始めとして、人格形成の基本となる家庭や地域社会など、様々な場面において、次世代を担う子ども達への男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習機会の提供を推進し、未来の取手に向けて男女共同参画意識を高めていきます。

また同時に、多様な生き方を選択し、個々の能力が十分に発揮でき、社会のあらゆる分野に参画するための教育・学習機会の提供の充実や、子ども達の自立に向けた力を高める取り組みを実施します。

取手市が男女共同参画のために力をいれていくべきこと（取手市）

問 36 「誰もが自分らしく幸せに暮らせるまち取手」を実現するため、取手市（行政）は、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。
（〇はいくつでも）

【n=1,134】



資料：市民協働課 取手市男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年）

指標と目標

指標	令和2年度 現況値	令和8年度 目標値	担当課、根拠等
教育相談部会を定期的に実施してる公立学校数	小学校14校 中学校 6校	小学校14校 中学校 6校	教育総合支援センター
職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数	小学校9校 中学校6校 ※令和元年度現況値	小学校14校 中学校 6校	指導課
学校における男女の平等感 「平等と思う」割合	61.3%	70%以上	市民協働課 (市民意識調査)

施策の内容

(24) 子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
132	教育の場における男女共同参画の推進	人権の尊重、男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、教科書等の教材においても適切な配慮がなされるように留意します。	指導課
133		中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。	指導課
134		乳幼児の保育や幼児教育において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、男女共同参画の視点に配慮した保育及び教育を実施します。	子育て支援課、学務課

135		公立学校において、人権尊重に基づいた男女平等教育を実践するため、男女混合名簿の使用や児童・生徒の呼び方を「〇〇さん」と統一することを継続実施します。	指導課
136	教職員に対する男女共同参画に関する意識啓発	県教育委員会等が主催する人権教育や性教育、男女共同参画の視点を養うための研修等への教職員の積極的な参加を促進します。	指導課
137		教職員を始め、保護者、児童・生徒に向け、11月の茨城県男女共同参画推進月間に実施する男女共同参画啓発事業の資料等、男女共同参画に関する啓発物の配布や周知をし、男女共同参画に関する意識を高めます。	市民協働課
138	家庭・地域社会における男女共同参画の推進	男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施する際に、子どももいっしょに参加できる講座を企画したり、講座で学んだことを家庭で実践することを促す等の取り組みをします。 (再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進、主要課題8(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進)	市民協働課
139		地域団体等へ市男女共同参画紙「風」を配布するなど、地域活動の場における男女共同参画の醸成に取り組みます。 (再掲⇒主要課題3(7)地域社会における男女共同参画の推進)	市民協働課
140	情報を活用できる能力の向上促進	児童・生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力を向上させるための支援、啓発を引き続き実施します。	指導課

(25) 多様な選択を可能にする教育・学習機会

事業番号	具体的施策	取り組み内容	担当課、根拠等
141	多様な選択を可能にするための教育現場における支援の実施	家庭の経済状況等によって進学機会や学習・意欲の差が生じないような相談体制の整備や取り組みを推進します。	指導課
142		教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。 (再掲⇒主要課題8(22)人権尊重意識の啓発)	教育総合支援センター
143	子どもたちの自立に向けた力の育成支援	体験学習や就業体験などの体験的な学習の機会を子ども達へ提供し、性別等にとらわれず、児童・生徒一人ひとりの能力や適性を重視した職業観の醸成やキャリア形成支援を図ります。	指導課
144		ヤングケアラー※1 について、教育機会の確保が得られるよう、ヤングケアラーに関わる可能性がある教育機関等が支援します。また教育機関等が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、心身の健やかな成長及びその自立に向け、連携して支援できる体制を構築します。 ※1 ヤングケアラーとは…本来大人担うと想定されている家族の介護やケア、家事など身の回りの世話を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。	指導課
145	生涯学習分野における男女共同参画の推進	家庭生活等、男女共同参画に関連する学習を提供できる人材も登録しているリーダーバンク制度を継続実施し、市民の男女共同参画に関する学習活動を支援します。また、男女共同参画所管課では、男女共同参画業務に携わった人材や団体がリーダーバンク制度に登録するように促	生涯学習課、市民協働課

		します。	
146		女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、また、社会背景に沿った幅広い知識・教養を身に付けられるよう、公民館において女性学級を実施します。	生涯学習課

第4章

計画の推進体制

第四次計画の広範かつ多岐にわたる取り組みを着実に実施していくため、全庁的な企画調整や進捗管理を行うとともに、女性の活躍を総合的に推進するための体制を強化します。また、関係団体との連携を強化し、市民の理解と協力を得て推進していきます。

1 取手市男女共同参画審議会

取手市男女共同参画推進条例に基づき設置されており、取手市男女共同参画計画の策定や進捗状況などの市の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議を行います。また、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況について意見を述べます。

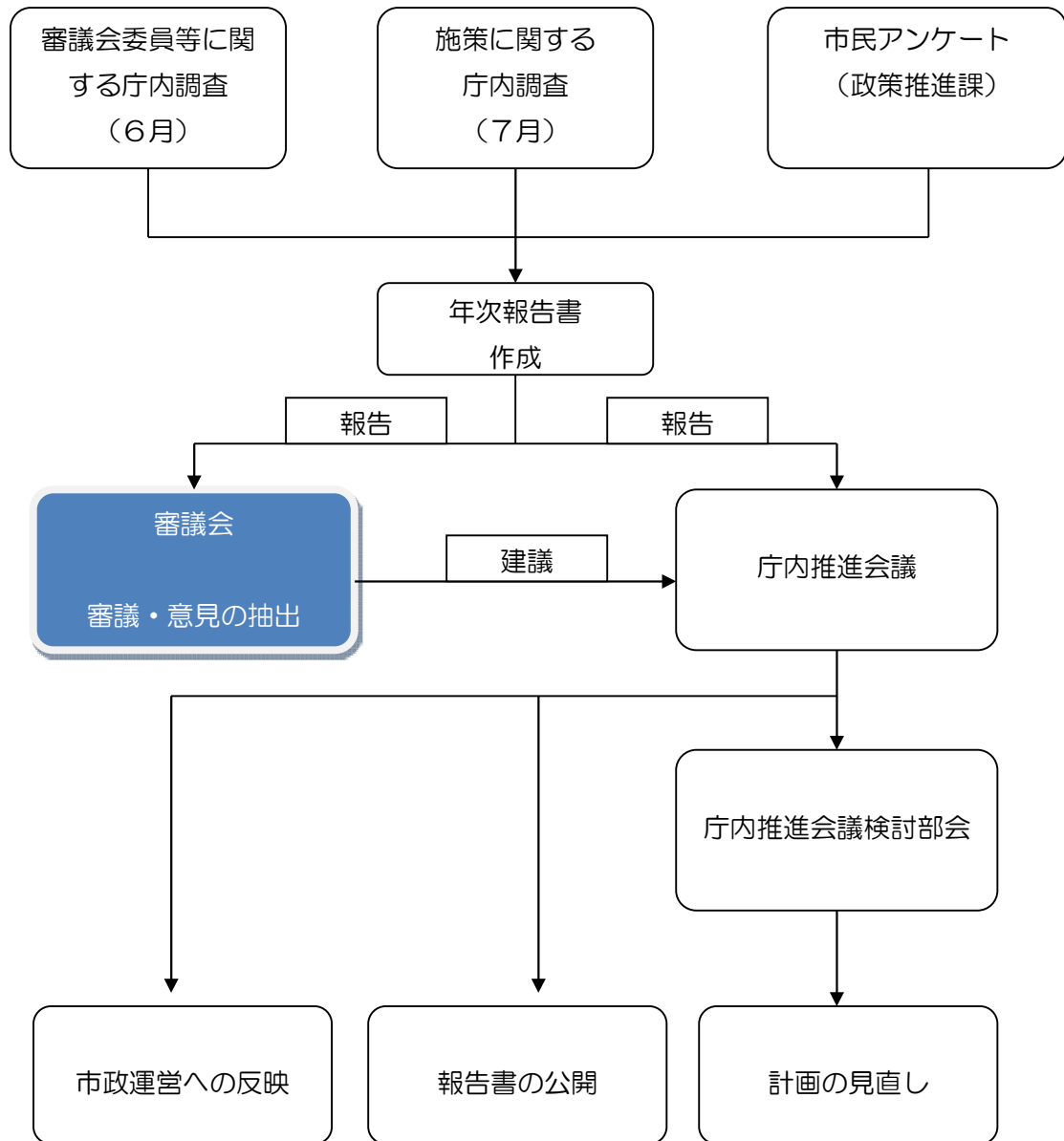
2 取手市男女共同参画庁内推進会議

取手市の男女共同参画社会の実現に向けた施策について、関係部課相互間の事務の緊要な連絡を図り、総合的かつ計画的に推進するため、副市長を会長とする男女共同参画庁内推進会議を設置しています。また、推進会議に関係課長で構成される検討部会を設置し、男女共同参画計画の毎年度の進捗管理や施策の実施状況のとりまとめを行い、全庁的な企画調整を行うことにより、男女共同参画施策の効果的な推進を図ります。

3 取手市男女共同参画苦情処理員

男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見を処理するため、取手市男女共同参画推進条例施行規則に基づき設置しています。苦情処理員は、関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行います。また、苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行います。

計画進捗管理に係る事務フローと庁内推進会議の位置付け



＜苦情処理体制フロー図＞

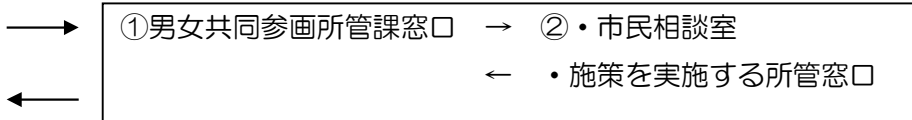
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

●＜市が実施する行政施策＞

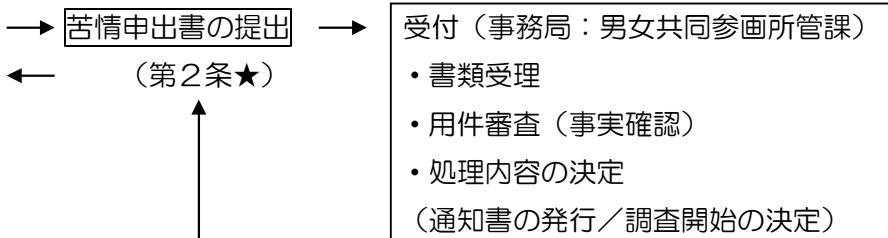
ア、相談のみで解決する場合



国県施策

→ 国：内閣府男女共同参画局、行政評価局、法務省、厚生労働省・茨城労働局雇用環境均等室
← 県：女性活躍・県民協働課、県苦情・意見処理委員会、労働政策課

イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



非該当
（第5条第2項★）
「対象外通知」

該当事項

調査開始の決定

通知（連絡）

→ 市の機関（施策担当課）
当該関係機関

調査実施（第4条第1項2号★）
苦情処理員が処理方法を検討
・関係書類などの閲覧・写しの提出
・当該該当者からの事情聴取

通知（完結）

非該当
（第5条第2項★）
「対象外通知」

調査の終了

通知（完結）

調査結果
・処理通知書の送付（事務局）
・必要があると認めるときは助言・是正の要望

助言・是正の要望

苦情処理通知書 6 条★

● ＜申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき＞

← ＜より専門的な知識をもった機関が他にあるとき＞

引継・助言・紹介

★取手市男女共同参画推進条例施行規則

市
民

○取手市男女共同参画推進条例

平成17年1月4日

条例第1号

改正 令和4年3月18日条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条～第20条）

第3章 取手市男女共同参画審議会（第21条～第23条）

第4章 雑則（第24条）

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、全ての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、全ての人が平等で生き生きと暮らすことができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同

参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 性別 生物学的な性別及び社会的又は文化的に形成された性別をいう。
- (4) 性別等 性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。)及び性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。)をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又は当該関係にあった者に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別等を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントその他の性別等に係るハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等性別等を理由とする偏見及び差別を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第12条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第15条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第16条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第19条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情等の処理）

第20条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見（以下「苦情等」という。）を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第3章 取手市男女共同参画審議会

（設置等）

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

（1）男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

（組織）

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

（2）関係機関又は団体から推薦を受けた者

（3）市民

（任期）

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝くとりでプランについては、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

付則（令和4年条例第〇号）

この条例は、令和4年4月1日より施行する。

○取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年1月4日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例(平成17年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第20条第1項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体

2 前項に規定する申出は、苦情等申出書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第3条 条例第20条第1項の規定により申出のあった苦情等进行处理するため、取手市男女共同参画苦情処理員(以下「苦情処理員」という。)を置く。

- 2 苦情処理員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情処理員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理員は、再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第4条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第20条第2項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。
 - (2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。
 - 3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でないと市長が認める事項

2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書(様式第2号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第6条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにその内容を苦情等処理通知書(様式第3号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 条例第20条第2項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 人権相談、法律相談、取手市ドメスティック・バイオレンス相談、行政相談その他の市における相談業務を実施している機関
- (2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第8条 条例第21条第1項に規定する取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(審議会の委員等)

第10条 条例第22条第3項第2号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲げるものをいう。

(1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体

2 条例第22条第3項第3号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する18歳以上の者をいう。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年規則第78号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成18年規則第22号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年規則第17号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第12号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

苦情等申出書		年 月 日
取手市長 殿		
(申出人)氏名	法人その他の団 体にあつては名 称及び代表者の 氏名	
住所	法人その他の団 体にあつては事 務所の所在地	
電話番号 () —		
取手市男女共同参画推進条例第20条第1項の規定により、次のとおり申出します。		
苦情申出の趣旨		
申出の理由		
他の機関 への相談等の状 況	☐ している ☐ していない	
特記事項		

様式第2号(第5条関係)

苦情等申出調査対象外通知書

年 月 日

様

取手市長

年 月 日付の申出につきましては，下記の理由により調査しないこととしたので，取手市男女共同参画推進条例施行規則第5条第2項の規定により，次のとおり通知します。

記

調査しない理由

様式第3号(第6条関係)

苦情等処理通知書 年 月 日 様 取手市長 取手市男女共同参画推進条例施行規則第6条の規定により、次のとおり苦情等処理内容を通知します。	
苦情等の申出日	年 月 日
苦情申出の趣旨 (概要)	
苦情等の処理内容	
添付資料	
連絡事項等	

資 料 編

- ・ 第四次取手市男女共同参画計画策定までの経過
- ・ 諮問
- ・ 答申
- ・ 取手市男女共同参画審議会委員名簿

第四次取手市男女共同参画計画策定までの経過

日にち	審議会	庁内推進会議	庁内調整
令和3年 6月 3日	第1回 計画の体系、基本的な考え方確認		 【庁内調整】 関係各課と「課題、施策、評価指標」について ヒアリング・調整
8月 3日	第2回 具体的施策・数値目標の検討		
8月31日	第3回 三次計画実績報告、四次計画素案の検討		
9月17日～ 10月4日			庁内意見募集
10月 5日		第1回 三次計画実績報告、四次計画素案の検討	 【庁内調整】 関係各課と審議会、庁内推進会議での意見についてヒアリング・調整
10月21日	第4回 パブリックコメント実施案の検討		
11月 2日		第2回 パブリックコメント実施案の検討・最終決定	
12月1日～ 31日	パブリックコメント実施 意見公募結果3人（3件）		
令和4年 1月4日～ 31日			 【庁内調整】 パブリック・コメント、計画反映検討。
1月25日	第5回 パブリックコメント結果検討		
1月27日～ 2月10日		【意見確認】 パブリックコメント結果検討、計画反映決定	
2月 3日	第6回 答申		
3月	第四次計画策定		

諮 問

取 市 発 第 2 0 5 号
令和 3 年 6 月 3 日

取手市男女共同参画審議会
会長 志村 俊晴 殿

取手市長 藤 井 信 吾

第四次取手市男女共同参画計画について(諮問)

第四次取手市男女共同参画計画を策定するため、取手市男女共同参画推進条例(平成17年1月4日条例第1号)第9条及び第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答 申

令和４年２月３日

取手市長 藤井 信吾 様

取手市男女共同参画審議会
会長 志村 俊晴

第四次取手市男女共同参画計画について(答申)

令和３年６月３日付け、取市発第２０５号で諮問のありました、第四次取手市男女共同参画計画について、当審議会として慎重に審議した結果、別添のとおり、修正した計画案を答申します。

取手市男女共同参画審議会委員名簿

委嘱期間：令和２年４月１日から令和４年３月３１日

(敬称略、会長・副会長以下は五十音順)

氏名	性別	選出区分	備考
志村 俊晴	男	識見を有する者	会長
間宮 真知子	女	関係機関・団体推薦	副会長
青木 照江	女	関係機関・団体推薦	
岡田 弘文	男	公募による市民	
賀曾利 清	男	関係機関・団体推薦	
櫻井 由子	女	公募による市民	
下園 淳子	女	識見を有する者	

[illegible]

発行 取手市

ホームページ <https://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課